

社会的企業
使命・挑戦・価値

NPO SSS

法人案内 2014

法人理念

『わたし達から始まる新しい人間環境の創造』

Mission —使命—

わたし達は、まず助けます。

生活に困っている一人ひとりに真正面から向き合い、それぞれが抱える問題を解決していくための良きパートナーとなります。

そして、みんなが力を出し合い、みんなで幸せになる社会創りを使命とします。

Challenge —挑戦—

わたし達は、挑戦者です。

使命を全うするために、今ある常識にとらわれず考え、リスクを恐れず突き進み、情熱をもって新たなスタンダードを創り続けます。

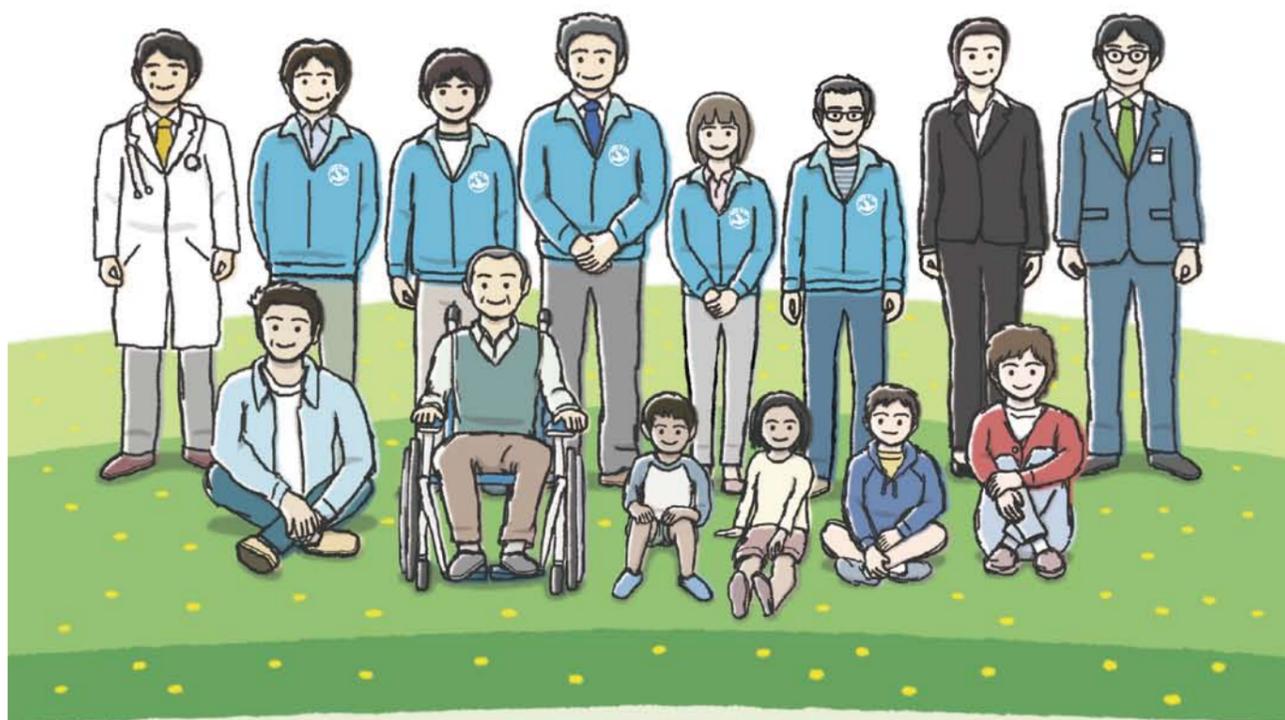
Value —価値—

わたし達には、揺るぎない価値基準があります。

使命を全うするために、サービスの質、量、継続性を追求し、みんなが納得する成果を価値基準とします。

法人目標

『日本一の社会的企業』



はじめに

皆様の日頃のご支援に心より感謝申し上げます。

わたし達エスエスエスは2000年の法人設立時より、経済的問題や心身の問題など様々な事情を抱え、最低限の生活を維持できず、生きていくことに「いま困っている方」を「いま助ける」ことを組織の第一使命として活動しています。わたし達は、この使命を実践するにあたり、独自の発想と持ち前の行動力で挑戦を続けてきました。これまで多くの壁にぶつかりながらも、皆様から多大なご支援とご指導をいただいたことで、この活動は15年目を迎え、これまでに延べ5.4万人を超える方に対して居住、食事、就労をはじめとする生活支援、自立支援を提供することができました。まずはエスエスエスに関わりを持つ全ての方にこの場をお借りして心より御礼申し上げます。

現在、わが国では、これまでの長年に渡る景気低迷、世界最速といわれる少子高齢化の進行など数々の深刻な要因により国家財政が悪化の一途を辿るなか、社会保障制度の持続性が問題視されています。無言の将来世代に一方的に借金を負わせることでしか成り立たない従来型の行政主導、公的予算依存による社会保障制度や福祉施策は今まさに変革を迫られています。このままでは、高齢傷病者や失業者、低所得者といった「支えられる側」も、企業や現役労働者、次世代といった「支える側」も苦しくなる一方であることは明らかです。

この様な厳しい状況において、持続可能な社会創りに向けた新たな社会問題解決の担い手として、民間組織が公的予算に過度に依存せず、事業の手法を取りつつも、利益の追求ではなく社会問題の解決を組織の主目的とする「社会的企業（ソーシャルビジネス体）」の活躍が世界的にも注目されています。その中でも、バングラデッシュのグラミン銀行創設者でノーベル平和賞受賞者であるムハマド・ユヌス氏の取組みに代表される、事業そのもので社会問題を直接的かつ持続的に解決していく手法が最も期待されています。

わたし達はこれからも、事業を通じ、困っている方一人ひとりの力になるためにこれまで以上に真心を大切にされた支援を行うことはもちろん、社会全体や次世代が担う未来を視野に入れた新たな仕組みを探求していきます。そして、この活動が持続可能な日本の社会創りの一翼を担っていると信じ、大きな責任感と使命感を胸に「創造」と「挑戦」を続けていきます。

わたし達はいま、「日本一の社会的企業」になることを組織の目標にしています。

理事長 菱田 貴大

法人概要 (2013年10月31日現在)

名称 特定非営利活動法人エス・エス・エス
(NPO SOCIAL SECURITY SERVICE:民間による社会保障サービス)
本部 〒110-0015 東京都台東区東上野3-36-8-2F
TEL 03-3834-6854(代表) FAX 03-3834-6855
代表者 理事長 菱田 貴大
設立 2000年3月30日 資本金 380万円
事業内容 無料低額宿泊所、障害者グループホーム等の開設・運営を通じた自立支援
活動地域 東京都(23区・多摩地区)、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県
相談センター数 9ヶ所(生活相談センター6ヶ所、ドロップインセンター2ヶ所、障害者相談支援センター1ヶ所)
施設数 137ヶ所(無料低額宿泊所127施設、障害者グループホーム10ユニット)
定員数 4,707名(無料低額宿泊所4,635名、障害者グループホーム72名)
行政受託事業数 15件(東京都23区内4件、多摩地区内6件、埼玉県内2件、千葉県内2件、茨城県内1件)
従事者数 769名(正社員246名、アルバイト社員313名、ボランティア等210名)
⇒ うち社会的雇用数 665名(86.5%) ※SSS職員雇用制度を活用した就労困難者(高齢者、障害者等)の数



有資格者数 のべ110名(社会福祉士16名、精神保健福祉士14名、介護福祉士11名、伴走型支援士18名、その他51名)
※伴走型支援士はNPO法人ホームレス支援全国ネットワークの認定する民間資格です。

事業の目的 この法人は、一人で住宅を借りることが困難な生活困窮者・高齢傷病者・障害者の為の入所施設に関する事業及びこれらの人々に対する種々の支援に関する事業を行い社会に貢献することを目的としています。

特定非営利活動の種類

- この法人は、前項の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

事業種類

- 生活困窮者の為の入所施設の開設及び運営管理
- 生活困窮者が自立する為の種々のプログラムを行う自立支援事業
- 生活困窮者への職業相談、職業紹介、職業訓練、情報提供等職業斡旋に関する事業及び生活困窮者を対象とする人材派遣業
- 福祉に関する相談援助事業
- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- 生活困窮者が生きがいを得るための農業及び関連事業
- 有料老人ホーム及び軽費老人ホームの開設及び運営管理
- 介護保険法に基づく居宅サービス事業及び介護予防サービス事業
- 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
- 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- 児童福祉法に基づく児童自立生活援助事業



本部機能について

本部事務局
情報の公開と収集、管理業務について、全事業部と連携し、法人全体の運営管理を行う。

危機管理室
理事長を室長とした危機管理室。防災管理規程及びBCP(事業継続計画)の整備・運用を行う。

内部監査室
苦情窓口、内部監査を通じてコンプライアンスを徹底し、さらなるサービス向上を目的とした事業部から独立した組織。

事業部について

宿泊所事業部
公的セーフティネットの穴(貧困、失業、ホームレス、無縁(孤立)社会、DV等)に対し、無料低額宿泊所の運営を軸に民間独自の発想を用いて解決を図る事業。

障害者事業部
障害福祉分野における社会資源不足による社会的入院問題や地域生活移行遅れの問題について解決を図る事業。

高齢者事業部
単身独居老人増加、社会資源不足による介護難民の増加について解決を図る事業。

沿革

| | | | | | |
|-------|-----|--|-------|---|---|
| 2000年 | 3月 | ○特定非営利活動法人エス・エス・エス設立 | 2010年 | 2月 | ○東洋大学「テロランコン大学コース事前学習会」講師 |
| 2001年 | 8月 | ○江東区公園管理課と連携し、地域の清掃のボランティア活動開始 | 3月 | ○シンポジウム「千葉県民福祉セミナー～社会的排除と向き合う～」活動報告 | ○シンポジウム「要援護者の暮らしの課題を考える～日本と韓国の事例から～」活動報告 |
| 2002年 | 6月 | ○施設長の「防火管理者」・「食品衛生責任者」の資格取得を義務化 | 4月 | ○論文掲載「制度の谷間に置かれた要援護者の地域での支え合い、社会的自立、雇用創出に関する研究」(平成21年度厚生労働省社会福祉推進費補助金事業研究報告書) | ○就労継続支援B型事業所「エスプリ」開設 |
| 2003年 | 1月 | ○上野事務所に相談所を併設。週5回炊き出しを開始 | 5月 | ○「貧困研究会第15回定例研究会」活動報告 | ○論文掲載「都市問題第101巻2010年7月号」 |
| 2004年 | 4月 | ○職員の正社員・アルバイト社員制度を開始 | 7月 | ○「困窮者支援」活動報告 | ○「困窮者支援」活動報告 |
| | 10月 | ○「千葉県生活保護見直し委員会」委員 | 10月 | ○「困窮者支援」活動報告 | ○「困窮者支援」活動報告 |
| 2005年 | 2月 | ○「日本地域福祉学会(千葉県)」活動報告 | 11月 | ○「困窮者支援」活動報告 | ○「困窮者支援」活動報告 |
| | 3月 | ○「埼玉県社会福祉協議会ホームレスセミナー」活動報告 | | | |
| | 4月 | ○女性専用施設「飛田給荘」開設(東京都) | | | |
| | 5月 | ○朝日新聞社と連携し、就労支援事業を開始 | | | |
| | 6月 | ○「くつどわくサポーター(SSS就労支援員)」配置 | | | |
| | 6月 | ○「埼玉県ホームレス支援計画推進委員会」作業部会委員 ※2014年度「埼玉県ホームレス自立支援委員会」委員として継続中 | | | |
| 2006年 | 3月 | ○「ホームレス予防何でも相談所 ドロップインセンター千葉」開設 | 2011年 | 1月 | ○「さいたま市ホームレス施策検討・推進会議」委員 |
| | 8月 | ○大阪市立大学「東アジアのホームレス問題研究会韓国釜山調査」 | 3月 | ○東洋大学によるバンコクのスクワッター住民への聞き取り調査同行 | ○SSSスマイルプロジェクト「東日本大震災復興支援」炊き出しと物資提供 |
| | 9月 | ○虹の連合「もう一つのホームレス調査」 | 4月 | ○SSSスマイルプロジェクト「生活保護受給者の生活支援について」活動報告 | ○土浦協同病院シンポジウム「生活保護受給者の生活支援について」活動報告 |
| | 9月 | ○アメリカNY州で活躍するホームレス支援NPO・社会的企業の現地調査 | 11月 | ○地域生活定着支援センターと協働した刑務所出所者の受け入れ開始 | ○「日本居住福祉学会」入会 |
| 2007年 | 4月 | ○「埼玉県無料低額宿泊所職員研修会」講師 | 12月 | ○「日本居住福祉学会」入会 | ○日本居住福祉学会「韓国居住福祉実践事例視察会」(韓国・ソウル) |
| | 4月 | ○サービス付高齢傷病者施設「ハッピーホーム伊勢町」開設(神奈川県) | | | |
| | 6月 | ○「ホームレス支援全国ネットワーク」加盟 | 2012年 | 1月 | ○SSSスマイルプロジェクト「極度の貧困地域への国際支援」フィリピン首都圏の洪水被害に対する再定住支援 |
| | 7月 | ○大阪市立大学「大韓民国ソウル市における生活困窮者の現状とその対策の聞き取りおよび現地調査」 | 3月 | ○SSSスマイルプロジェクト「東日本大震災復興支援」ガレキ撤去ボランティア派遣 | ○SSS活動報告会「～持続可能な生活困窮者対策のあり方を考える～民間(NPO)によるセーフティネットの課題と可能性」開催 |
| | 10月 | ○「国連人間居住計画(WORLD-HABITAT DAY)」、「ANAH 2007 in Seoul-NPO Leader's Academy」活動報告(韓国・ソウル) | 7月 | ○論文掲載「困窮者支援における無料低額宿泊所の機能と役割」(ホームレスと社会vol.7) | ○「生活保護基準引き下げに反対する署名」実施 |
| | 11月 | ○「生活扶助基準の見直しについて公正な検討を求める会」を発足、署名運動実施 | 2013年 | 2月 | ○「社会的企業研究会」入会 |
| 2008年 | 2月 | ○シンポジウム「ホームレス自立支援から提起する新しいセイフティネットの構築」活動報告 | 3月 | ○国土交通省「賃貸住宅におけるサービス支援の市場調査報告書」掲載 | ○東京都市部整備局「居住支援団体の活動事例集」掲載 |
| | 5月 | ○国際シンポジウム「光州国際平和フォーラム」、「The 2nd ANAH 2008」活動報告(韓国・光州) | 4月 | ○「障がい者相談支援センター いまここ」開設 | ○SSSスマイルプロジェクト「東日本大震災復興支援」福島ユナイテッドFCへのサポート開始 ※同年10月「サッカースクールin福島」開催 |
| | 6月 | ○「生活保護通院移送費削減の通知撤回を求める署名」を厚生労働大臣へ提出 | 10月 | ○日本居住福祉学会「日中韓居住問題国際会議」(中国・北京) | ○SSSスマイルプロジェクト「極度の貧困地域への国際支援」フィリピン・台風ハイエン緊急復興支援 |
| | 7月 | ○「比較住宅都市研究会」活動報告 | 11月 | ○人財教育社「Social Firm(社会的企業)視察」(ドイツ・ベルリン) | ○「CEFEK Japan準備委員会」発足・参加 |
| | 7月 | ○「第31回公的扶助研究会関東ブロックセミナー」活動報告 | 2014年 | 2月 | ○人財教育社「Social Firm(社会的企業)視察」(ドイツ・ベルリン) |
| | 9月 | ○精神障害者グループホーム「ラファミド八王子」開設 | | | |
| 2009年 | 2月 | ○ワークショップ「排除から包摂をめざしたホームレスの中間居住施設と地域定着事業の支援体系構築」活動報告 | | | |
| | 6月 | ○シンポジウム「ホームレス女性の背景は?～彼女の物語と自立するまで～」活動報告 | | | |
| | 7月 | ○「低所得の要介護者の住まいに関するシンポジウム」活動報告 | | | |
| | 10月 | ○SSSスマイルプロジェクト始動 | | | |
| | 10月 | ○国際ワークショップ「西ヨーロッパと東アジアにおける都市再生と社会的排除の比較視座」活動報告(ベルギー・ブリュッセル) | | | |
| | 11月 | ○厚生労働省「無料低額宿泊施設等のあり方に関する検討チーム」委員 | | | |
| | 12月 | ○「SSS冬したく無料バザー」開始 | | | |

有資格者数合計110名(平成26年3月)

| | | |
|----|------------|-----|
| 内訳 | 社会福祉士 | 16 |
| | 精神保健福祉士 | 14 |
| | 介護福祉士 | 11 |
| | その他福祉関連資格 | 46 |
| | キャリアカウンセラー | 2 |
| | 宅地建物取引主任者 | 3 |
| | 伴走型支援士 | 18 |
| | 合計 | 110 |

資格取得補助制度実績20名(平成26年3月実績)

| | | |
|----|---------|----|
| 内訳 | 社会福祉士 | 12 |
| | 精神保健福祉士 | 8 |
| | 合計 | 20 |

※この補助制度を利用して専門学校(通信課程)の入学を済ませている職員の数となります。

人材育成

わたし達は、10年以上にわたり実践してきた自立支援のノウハウを体系的にまとめた独自の研修、及び他団体との連携や勉強会への参加などを積極的に実施し、人材育成を行っています。また、職員の資格取得を積極的にサポートしています。

各種研修・見学会

- ・事例検討会の開催
- ・病気等の勉強会(精神疾患、感染症等)
- ・他団体見学
- ・マネジメント研修

宿泊所事業部

高齢者事業部

障害者事業部

行政受託・補助金事業

対外活動

スマイルプロジェクト

DATA BASE

Message from NPO SSS

～社会的企業の必要性とSSSの方向性(2014)～

はじめに

わたし達SSSは、ホームレス問題が深刻だった2000年3月に「生活が困難な人々に対して自立支援を行い、社会貢献を目指すNPO法人」として活動を開始しました。首都圏(東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城)において生活困窮者の方々のために生活相談センターを活動当初から順次開設し、現在では無料低額宿泊所(以下、宿泊所)や障害者グループホーム等を通じた生活支援、就労支援、地域生活移行支援等の多種多様な自立支援活動を社会的企業として行っています。また、2009年より「SSSスマイルプロジェクト」を始動し、ホームレス状態の方々に対する炊き出しや、極度の貧困地域への国際支援、東日本大震災に関する支援等、国内外の貧困問題・社会問題にSSS利用者様と職員が力を合わせてアクションを起こしています。

わたし達は、まず助けます。

設立当初の2000年より、SSSは「血の通った支援」を合言葉として宿泊所を通じた「ハウジングファースト」を実践してきました。「ハウジングファースト」とは就労をするにしても、病院に行くにしても、生活保護を受けるにしても、安心して生活できる住まいの確保が何より先に必要だという考えです。わたし達の運営する宿泊所を一時的な住まいのセーフティネットとすることで、ホームレス状態にあった方が食事をとって、あたたかい布団で眠り、みんなで助け合って生活することができるようになりました。また、生活保護を申請し、自立した生活へ向けて生活支援や就労支援を受けることができるようにもなりました。

このように、住まいや生活保護等のセーフティネットがホームレス状態の方をはじめ、生活困窮者の方々にとって重要となりますが、生活保護受給者数は2013年12月に216万7,220人と3ヶ月連続で過去最高を更新したのに対し、ホームレス数は2003年の2万5,296人から2013年の8,265人と3分の1まで減少したという事実(いずれも厚生労働省発表)があります。このことは、生活保護をはじめSSSを含む様々なセーフティネットがホームレス状態からの脱却に効果を上げてきただけでなく、生活困窮状態からホームレス状態へ陥ることを防いできたことを示しています。

わたし達は、挑戦します。

今、わたし達は日本の明るい未来を思い描くことができるかどうかの分かれ道に立たされています。[国債や借入金、政府短期証券の残高を合計した「国の借金」が2014年度末時点で1143兆9156億円と過去最大に膨らむ見通し](時事通信2014.1.27)という中で、消費税増税が始まり、大手企業のベースアップが実行されるなど、今後、「社会保障と税の一体改革」や「アベノミクス」の真価が問われていくこととなります。

また、2013年12月に生活保護法改正(一部を除き2014年7月施行)と生活困窮者自立支援法(2015年4月施行)が成立したほか、社会保障審議会生活保護基準部会が2013年10月より再開し、すでに減額された生活扶助に続いて、一時扶助、生業扶助、住宅扶助等のあり方を検討していることを考えると、生活困窮状態にある方の周辺環境は大きく変わっていくことが予想されます。

SSSでは生活困窮状態にあるの方々より年間5,500件以上の生活相談を受け付け、年間2,000人以上の方をアパート等の安定した生活へ移行支援し、就労支援や年金受給手続き支援により生活保護費を年間約8.4億円削減する経済効果を生み出しています。利用者満足はもちろん広く社会の満足を意識し、日本の明るい未来を目指すSSSの活動が他の劣悪な貧困ビジネスと混同されることのないようクギを刺しつつ、新たなスタンダードを創り続けていきます。

※SSSの実績についてはP.26からの活動実績調査をご確認ください。

わたし達には、揺るぎない価値基準があります。

SSSはNPO法人であると同時に社会的企業として活動しています。社会的企業とは事業の手法を用いて社会問題を継続的・革新的に解決していく組織体であり、欧米ではすでに数十年の歴史を持つ国が存在します。また、多くの社会的企業が一定割合以上の「就労困難者(高齢者・障害者・ホームレス・生活保護受給者・シングルマザー等)」に対する雇用創出も使命としており、SSSでも設立当初より施設利用者の方々や調理や運転、建築リフォーム等、自身の能力を活用し、「誰かの役に立つ」ことを実感しながら自立へ向けたステップアップをしています。SSSが存在することは雇用創出そのものを意味し、「働く喜び」や「働く機会」、「社会参加の機会」が数多く生み出されていることも成果として特筆すべき点です。※2013年10月現在、合計769名の従事者のうち665名(86.5%)の就労困難であった方々が仕事や役割を得て活躍しています。

【SSSが解決を目指す社会問題】

- 全事業部共通**
景気低迷、社会保障費増大に伴う財政赤字拡大
- 宿泊所事業部**
公的セーフティネットの穴(貧困、失業、ホームレス、無縁社会、DV等)
- 高齢者事業部**
単身独居老人増加、社会資源不足による介護難民の増加
- 障害者事業部**
社会資源不足による社会的入院問題や地域移行遅れ

以上のような活動が少しでも社会に共感・認知され、巨額の財政赤字を抱えた日本の立て直しに役立つことと、次世代が担う未来にとって希望の光となることをSSSは真剣に考えています。

参考資料 2013.10.14 全国賃貸住宅新聞 (第3種郵便物認可) 第1099号

住宅弱者の現場

施設等の宿泊所に暮らす人は約4万人にのぼる。施設の実態と、施設と賃貸業界の関わり方の事例を通して空室対策としての可能性を探る。

②施設保護と転居支援
ひとりで住宅を借りることが困難な生活困窮者・高齢者に住まいを提供し、転居指導等を通して入居者の自立を支援するNPO法人エス・エス・エス(東京都・台東区)。同NPOは、「今困っている人を今助ける」ことを重視し住宅弱者問題の解決に取り組んでいる。

同NPOが提供する施設は1都4県に約140棟あり、9月26日現在4700人の定員に対し4483人が入所している。この規模は日本最大級という。東京都台東区内の住宅街にたつ同NPOの施設(無料低額宿泊所)は、4区に5棟あり、元社員寮だった全35室の建物に家主から賃借している。居室にはエアコン、テレビ、収納棚が設置されている。レビ・収納棚が設置されている。理事・本部事務局長で社会福祉士の竹田史展氏は、「2000年事業開始当初は、物件の価値が落ちることや、近隣トラブルを懸念して、貸しにくれた家主はほとんど現れませんでした。貸してくれない家主が現れても、入居者の5割超が賃貸住宅へ入居希望」と語る。NPOの活動に賛同する不動産会社が、周辺住民との軋轢(あつれき)解消のために、自主的に説明会を開催してくるケースもあるという。次第に不動産業界からも理解者が出てきている。

同NPOの調査によると(2013年調べ)入居者3545人のうち、5割超にあたる1972人が、民間の賃貸住宅等に住みたいと希望している。同NPOではその実現のため転居支援を実施している。同支援は、入所後健康面を整えることから始まり、施設生活を送る中で、掃除・洗濯などをし、規則正しい生活を送り地域生活に戻れるようにしていくという。実際に物件選びをする際には、同NPOの職員が入所者と一緒に、物件スリ防犯は、1つのNPOでは限界があります。一旦路上生活に陥ると民間賃貸住宅への入居は非常にハードルが高いです。一般の方は、住居に関する公的支援制度の存在をよく知りません。大家さんや不動産会社が、滞納や生活苦による退去の相談を受けた時などに、生活保護申請をすすめるなどしてほしいですね。そのためにも賃貸業界に携わる人たちにも福祉制度をもっと知ってほしいです」と語った。

宿泊所事業部

高齢者事業部

障害者事業部

行政受託・補助金事業

対外活動

スマイルプロジェクト

DATABASE

宿泊所事業部

SSSは無料低額宿泊所（以下、宿泊所）の開設・運営を通じて生活困窮者の自立支援を行っています。宿泊所は様々な問題を抱えて住まいや生活に困った方が、次の安定した居所に移行していくための一時通過施設であると同時に、いまだ不完全な地域のセーフティネットを補完する役割を担っています。

宿泊所は、社会福祉法における第二種社会福祉事業（※）として位置づけられており、監督官庁への届出やガイドラインに基づく運営が義務付けられています。SSSでは独自に内部監査室、危機管理室を設けるなど、コンプライアンス（法令順守）と防災リスク管理の徹底を図っています。

（※）社会福祉法第二条第三項第八号「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」

無料低額宿泊所



施設外観（東京都・多摩地区）



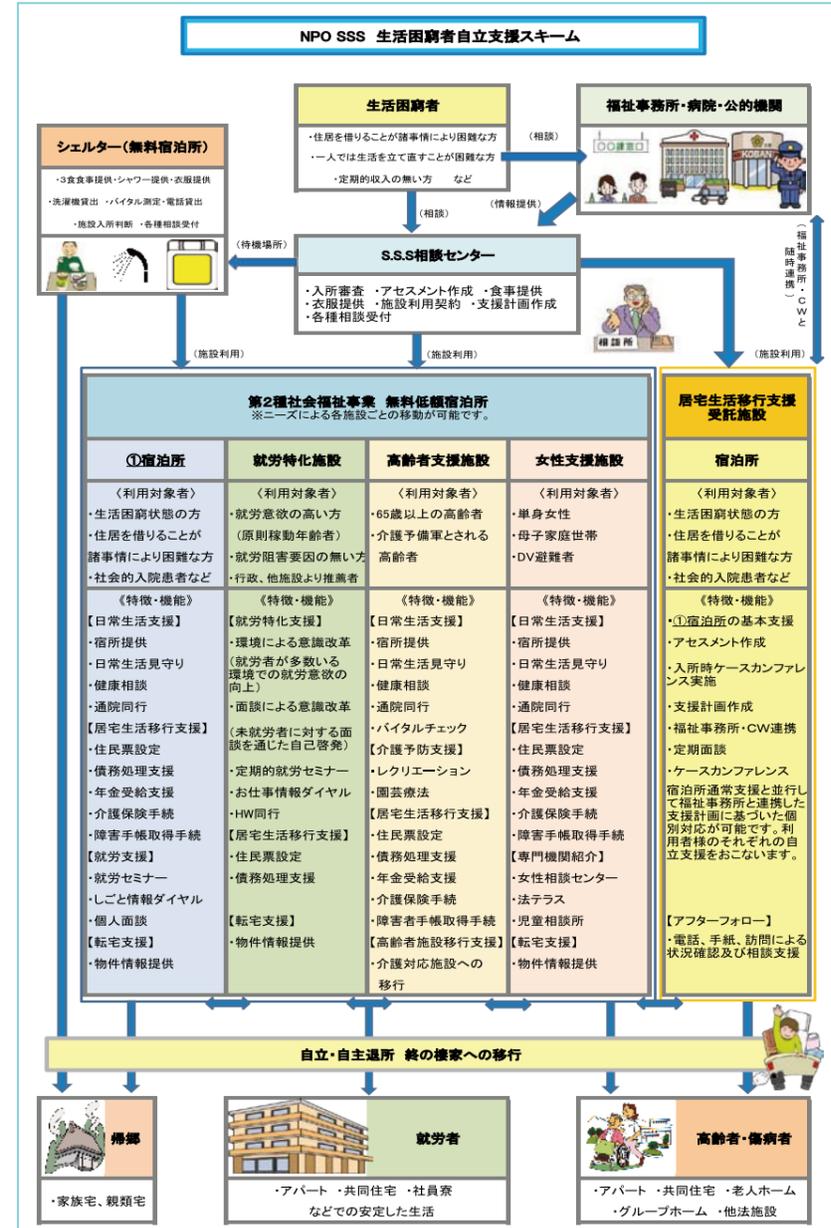
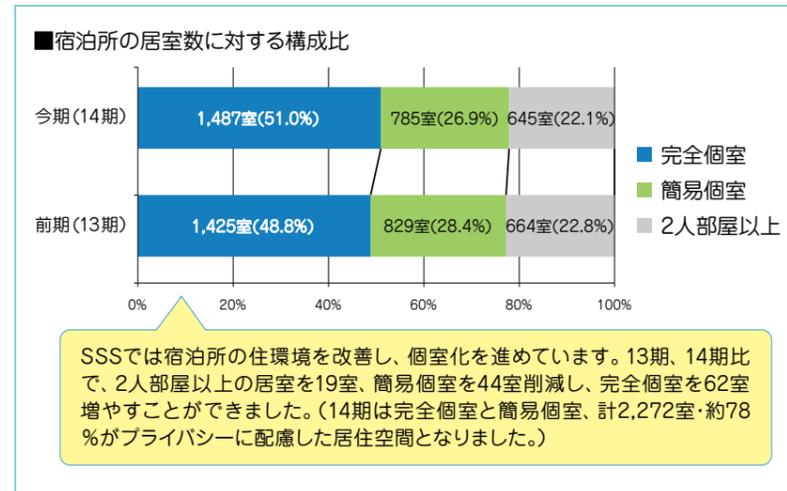
施設外観（東京都・多摩地区）



施設外観（東京都・23区）



施設外観（茨城県）



アウトリーチでの安否確認



個々の自立へ向けた相談支援



就労準備支援の様子



食堂・談話室



居室の一例



お花見レク



交流を通じてやる気をUP!



地域のお祭りに参加

相談支援

アメリカの心理学者A・マズローは、「人間は自己実現に向かって絶えず成長する生きものである」と仮定し、人間の欲求を5段階の階層で理論化しました。生活困窮状態にある方が役所、病院、警察、民生委員等を通じてSSSの相談センター、各種事業につながることで、段階的にニーズを満たすことができると考えられます。最終的に、個々の自己実現のニーズを満たすことができるよう支援開始時からアフターフォローまで伴走的な支援を行っています。



マズローの欲求段階説

SSS入浴サービス事業

入浴サービス事業は無料低額宿泊所の談話室や大浴場を生活困窮者の方へ開放し、入浴、洗濯、散髪、食事、生活相談等を無料で提供し、衛生改善、自立支援を行う事業です。2006年より埼玉県川口市内にて事業開始。2007年から2009年にかけては、「埼玉県ホームレス自立支援団体活動費補助金」の対象事業として実施し、その後、自主事業として継続しています。（現在ではさいたま市内、川崎市内でも実施）この事業では、生活困窮者の方の衛生状態の改善を図り、生活面や健康面、就労に関する各種相談と情報提供を実施していますが、2011年からは済生会川口総合病院のご協力により、医師や看護師による本格的な健康相談も可能になりました。（※必要に応じて無料低額診療につなげて頂いています。2013年にはインフルエンザ予防接種も実施。）

当初は主にホームレス状態の方を対象としていましたが、入浴サービスを経由して路上生活を脱却し、地域でアパート生活する方が、「誰かとつながりたい」と継続的に参加するケースが増えています。



各種相談や情報提供の様子



看護師によるバイタルチェック・健康相談



入浴・散髪・洗濯・食事の無料提供



インフルエンザ予防接種の様子

ドロップインセンター

ドロップインセンターは2006年に「ホームレス予防何でも相談所」として千葉市内に設置した無料相談センターです。（※設置後2年間は千葉県社会福祉協議会の賛同による「社会福祉事業研究開発基金」の助成を頂きました。）2008年には、それまでの活動実績と効果を踏まえて川崎市内にも設置し、それぞれ自主事業として継続運営しています。これらのセンターでは、失業、傷病、債務等の諸事情により、収入や住居を失っている生活困窮者に個々の事情にあった包括的な相談窓口を設け、初期の困窮状態で必要な福祉制度や社会資源の情報を誰でも得ることができる総合相談機能を果たしています。

ドロップインセンター事例 ～職と住まいを失った40代男性のケース～

この男性は元々都内で住込みの仕事をしていましたが、人間関係のこじれから仕事を続けるのが困難になり退職、同時に住む場所も失ってしまいました。すぐに求職活動を開始しましたが、なかなかうまくいかず、千葉県ジョブサポートセンター（※1）へ相談されました。サポートセンターが聞き取りをしたところ仕事だけでなく住まいも失っている状態であることがわかり、「SSSドロップインセンター千葉」に相談の連絡が入りました。その相談を受けたスタッフがご本人とお会いして話を聞いたところ、所持金もわずかで食事をするのもままならない状態であったため、緊急的にSSSのシェルター（※2）へ入所していただき、食事と寝る場所を確保することとなりました。翌日、あらためてご本人と今後の生活について一緒に考え、進めていくことになりました。すると、ご本人から「以前勤めていた職場に戻りたい」という希望がありました。ご本人は当初「自分の都合で辞めた職場に連絡しづらい..」と断っていましたが、先方への謝罪方法や復職希望の伝え方などをスタッフと話し合い、スタッフを通じて以前勤めていた職場へ連絡し、復職の相談をしてみることにしました。そして先方と話し合いをした結果、「再度雇用する」という返事をもらい復職できることになりました。その後、仕事開始日までの3日間をシェルターで過ごしてもらい、最寄りの駅までお送りしてご本人と別れました。

今回のケースはご本人に債務もなく、身体的にも健康だったことや、退職してからの期間が短く、元雇用主がご本人をよく理解していたことなどの要因があり、ドロップインセンターが介入した結果としてホームレス状態に陥らず復職に繋がったケースでした。1週間程して、ご本人から「一緒に電話をしてもらい、勇気を出せた。前の職場に電話して良かったです。ありがとうございました。」とご連絡をいただいたほか、サポートセンターの職員の方からも「帰来先がない方の対応をしていただき助かりました、ありがとうございます。」とご連絡をいただきました。このように、ドロップインセンターは生活困窮状態にある方がホームレス状態に陥ることを予防するとともに、生活保護制度の手前で自立支援を行う総合相談センターとしての役割も果たしています。

（※1） 千葉県ジョブサポートセンター：生活の安定と再就職や定着の支援のため千葉県と国、ハローワークが協力して行う仕事と生活の総合案内所です。

（※2） シェルター：一時的に行き場所がない方の受け入れを無料でやっている緊急避難場所です。



有識者を交えた事例検討会の様子

・ドロップインセンター千葉
0120-407-119

・ドロップインセンターかわさき
0120-776-799



就労支援

2014年を迎え、完全失業率や有効求人倍率が改善していますが、2015年からの施行が決定した「生活困窮者自立支援法」の中に「就労準備支援事業」、「就労訓練事業(=中間的就労)」が盛り込まれるなど、生活困窮者の方に対する就労支援への社会的な期待は膨らむばかりです。

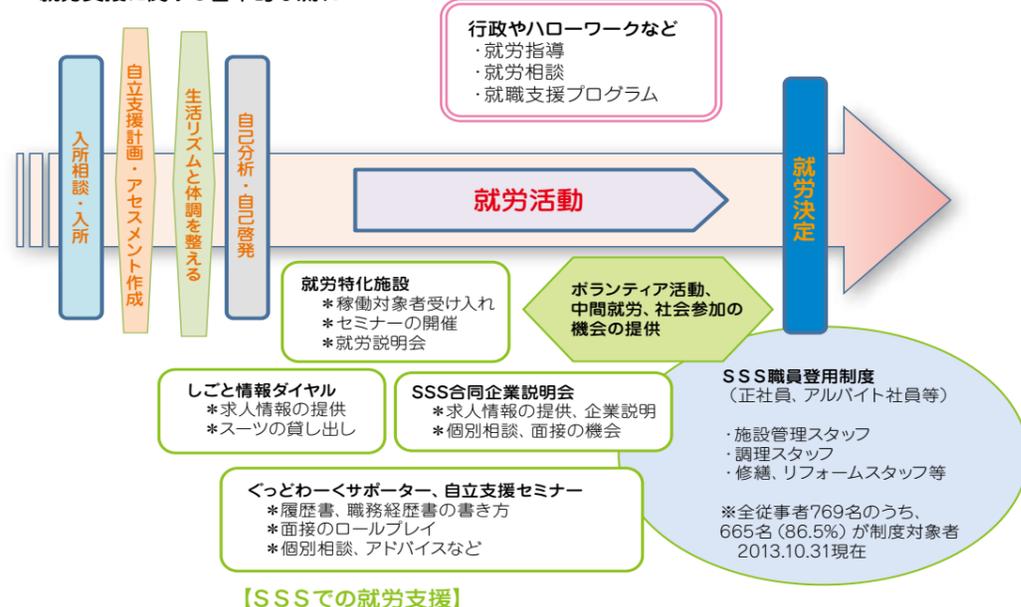
SSSでは、2005年より法人独自の就労支援員「ぐっどわーくサポーター」を配置し、「SSS自立支援セミナー」やキャリアカウンセリングを通じて、履歴書の書き方や面接のロールプレイ等の技術的な支援や、就労意欲を喚起する就労準備支援を行ってきました。また、「SSS合同企業説明会」を開催したり、施設に「しごと情報ダイヤル」を設置することで、情報不足に悩む求職者への情報提供や企業への橋渡しを行っています。

そして、単純に就労に結び付けるだけでなく自己分析、自己啓発を行うプログラムを導入し、働くことを通じて自己実現を図ったり、社会参加を促し、社会と繋がりを持つことを目的として、「経済的自立」、「社会的自立」、「日常生活自立」を支援しています。

<就労支援の流れ>

- ご本人の抱える問題を一緒に考え、解決に向けアドバイスを行います。(心身の状態、住民票、債務、保証人等の問題)
- 自立を目指すに当たり、どのような就労が適しているかを一緒に考えます。(経済的な自立を目的とした完全就労や傷病の具合を見ながらのパート就労など)
- 自立支援セミナーや個人面談を通じて、ハローワークの利用方法の理解を深めたり、履歴書の書き方や面接時の心構えを身につけます。
- こうした流れを繰り返し行い、就労決定までのお手伝いを行います。
※雇用創出として、利用者様の経験や技能を生かしたSSSの職員登用(正社員・アルバイト社員等)も行っています。

<就労支援に関する基本的な流れ>



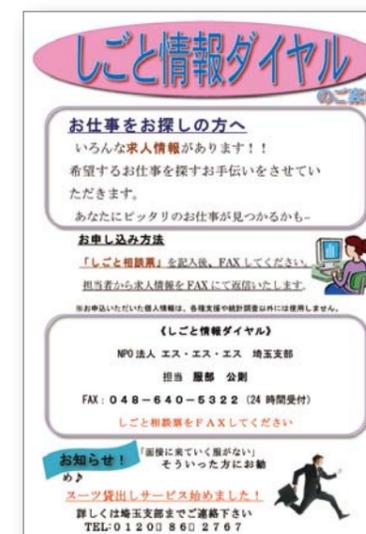
就労特化施設 市川荘

就労特化施設

就労支援をメインとした施設で、主に64歳以下の稼働対象者を優先して受け入れています。この施設では、ぐっどわーくサポーターのセミナーや自立支援員による企業面接のロールプレイのほか、行政と連携した就労説明会など、より専門的な支援を提供しています。

しごと情報ダイヤル

職種や勤務地、雇用形態や勤務日数など、求職者の希望に沿って、様々なインターネット媒体を通じ、求人情報の提供を行うシステムで、全施設に設置してあります。2013年度は、約3,500件の求職情報提供を行いました。また、面接時に使用するスーツ、ネクタイ、ベルト、靴など一式を貸し出しできるようにしています。



SSS合同企業説明会

利用者様に対し「より多くの就労する機会を提供させていただきたい」という想いから、様々な業種の企業に対し、法人説明を行い、求人を募集している企業の採用担当の方にお越しいただき、企業説明、個別相談、面接の機会を提供しています。特に普段の求職活動の中で機会が得られにくいことから、各企業ごとでの個別相談を積極的に活用できるようにしています。



ぐっどわーくサポーターによる SSS 自立支援セミナー



SSS 合同企業説明会の様子



SSSの活動趣旨に賛同する企業様が増えています

女性支援

女性が抱える問題は、時代とともに複雑化してきており、相談件数が増加しています。女性差別やDV(配偶者等からの暴力)被害、PTSDなどの複合的な要因があり、わたし達は、こうした女性たちを取り巻く社会問題に目を背けるわけにはいきません。

経済的問題、家庭の悩み等、さまざまな問題や障害を抱える女性に安心して生活できる場を提供するとともに、自立に向けて支援することを目的としています。わたし達は、様々なニーズに対応するための女性専用施設やご夫婦、母子で利用可能な施設の開設を進め、一部施設ではキッズルームも設置しています。また、講習会の参加、研修会の開催等、職員の資質向上に努めております。



映画鑑賞会も楽しみの一つ



居室の様子



クリスマス会



マッサージの職業体験

「社会福祉施設等調査」(平成23.10.1)

| 施設の種類 | 施設数 |
|---------------|--------|
| 保護施設 | 295 |
| 老人福祉施設 | 5,228 |
| 障害者支援施設等 | 4,753 |
| 旧身体障害者更生援護施設 | 326 |
| 旧知的障害者援護施設 | 1,318 |
| 旧精神障害者社会復帰施設 | 419 |
| 身体障害者社会参加支援施設 | 327 |
| 婦人保護施設 | 46 |
| 母子福祉施設 | 61 |
| 児童福祉施設 | 33,711 |
| その他の社会福祉施設等 | 8,133 |
| 合計 | 54,617 |

支援を必要としている女性に対して受入れできる施設が不足しており、宿泊所も女性支援について受け皿の役割を担っています。



地域移行支援とアフターフォロー

SSSの宿泊所ではアパート転宅をはじめ、安定した居所への地域生活移行を支援しています(年間2,000人以上。P.32グラフ参照)。福祉事務所からの転宅資金支給や賃貸契約に関する諸手続き・同行支援等を行っていますが、特に2010年からは国・地方自治体による「優良施設への支援」として「居宅生活移行支援事業」を受託し、地域移行に力を注いでいます。また、2011年より「八王子市路上生活者等地域生活安定化支援事業」を受託し、地域拠点「さくら館」を設け、先駆的とも言えるアフターフォロー事業を行っています。



相談の様子



通所支援の様子

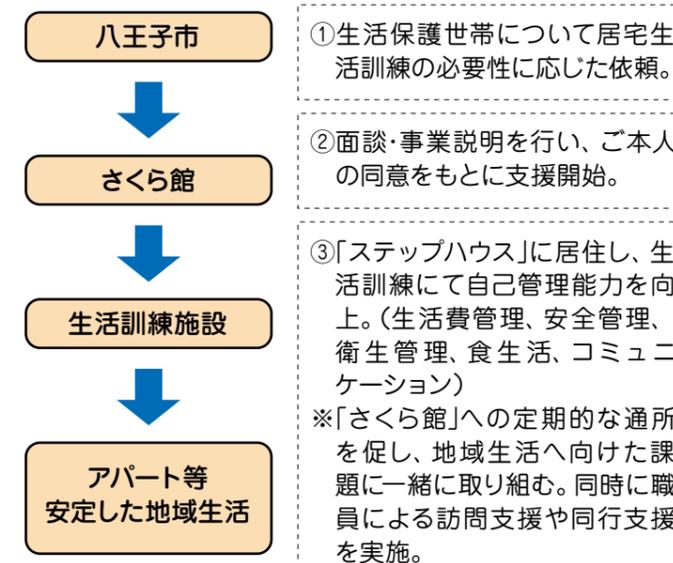


定期的な美化活動へ参加



職員研修に集まったスタッフ

～「さくら館」による地域移行とアフターフォローの流れ～



～「さくら館」の実績(2013年4月～2014年1月)～

- ・支援者 40名 (新規参加者19名)
- ・転宅者 15名 (地域生活継続不可0名)
- ・通所支援 981回 ・訪問支援 406回
- ・同行支援 404回 ・電話相談 717回
- ・各種関係機関との連絡調整 1,063回

高齢者事業部

日本の高齢者の問題は、非常に深刻になっていると言えます。2013年に高齢者の人口が3,186万人を超え、高齢化比率は25.0%となったことで、4人に1人は65歳以上の高齢者となりました。約52万人と言われる施設入所待機者、無縁社会、独居生活の高齢者など様々な問題に直面しているのが日本です。なかでも要支援1～要介護2と認定された低所得高齢者の方々の行き場がありません。現在の介護保険制度で介護度の低い方は、自立した生活ができるように予防介護という観点から在宅でのケアが望まれています。

しかしながら、独居で見守りもなく、不安に生活されている高齢者の方が多いという実情もあります。SSSは理由があって独居になってしまった方や、介護施設に入所を希望している待機者の方、制度の狭間で行き場を失った方等の受け皿となり、社会資源不足による高齢者の問題を解決していくことを目指しています。

特別養護老人ホームの入所申込者の都道府県別の状況

| 都道府県名 | 入所申込者数 | 都道府県名 | 入所申込者数 |
|-------|--------|-------|---------|
| 北海道 | 27,547 | 滋賀県 | 8,277 |
| 青森県 | 6,322 | 京都府 | 6,541 |
| 岩手県 | 6,576 | 大阪府 | 12,269 |
| 宮城県 | 38,885 | 兵庫県 | 28,044 |
| 秋田県 | 5,339 | 奈良県 | 6,975 |
| 山形県 | 8,358 | 和歌山県 | 7,008 |
| 福島県 | 12,495 | 鳥取県 | 2,975 |
| 茨城県 | 9,869 | 島根県 | 4,172 |
| 栃木県 | 9,253 | 岡山県 | 6,952 |
| 群馬県 | 8,651 | 広島県 | 20,683 |
| 埼玉県 | 16,937 | 山口県 | 8,398 |
| 千葉県 | 18,593 | 徳島県 | 1,986 |
| 東京都 | 43,384 | 香川県 | 7,814 |
| 神奈川県 | 28,536 | 愛媛県 | 2,589 |
| 新潟県 | 19,369 | 高知県 | 3,121 |
| 富山県 | 2,135 | 福岡県 | 18,255 |
| 石川県 | 3,742 | 佐賀県 | 4,304 |
| 福井県 | 3,721 | 長崎県 | 5,284 |
| 山梨県 | 8,255 | 熊本県 | 7,440 |
| 長野県 | 4,936 | 大分県 | 6,227 |
| 岐阜県 | 16,794 | 宮崎県 | 3,983 |
| 静岡県 | 14,258 | 鹿児島県 | 7,782 |
| 愛知県 | 11,261 | 沖縄県 | 5,153 |
| 三重県 | 10,240 | 合計 | 521,688 |

2014.3.25 厚生労働省報道発表資料より



みんなで楽しく♪



夏祭りの様子



主任エリアマネージャー
介護福祉士 佐山明弘

高齢者事業担当エリアマネージャーより

介護認定がなく、施設に入りたくても入れない、単身生活が不安な方の行先が社会問題になっています。首都圏の高齢者問題は深刻で新しい仕組み作りが急務となっています。

ハッピーホーム（サービス付高齢傷病者施設）について

「ハッピーホーム」は高齢傷病者を対象とした支援サービス付きの無料低額宿泊所です。SSSの運営する宿泊所は基本的にADL（日常生活動作）が自立している方を入所対象としていましたが、入所中に脳疾患等によってADLが低下する方がいたり、介護状態や身体障害をお持ちで住まいを失った方からの入所相談が増加したり、「地域で孤立するよりみんなで生活したい」といった声が入所者から上がったりということがありました。また、宿泊所を利用する方は訪問介護等の介護保険サービスを受けることが原則的に認められておらず（一部自治体によって特例あり）、軽度の介護状態ではなかなか次の高齢者施設にも入所させてもらえないといった状況がありました。SSSはこうした中で独自の解決策を検討し、より高齢者の方のニーズに答えることができる施設として、介護対応まで視野に入れた「ハッピーホーム」を立ち上げました。
※2014年3月現在、合計2施設、定員65名、要介護認定33名（要支援1：5名、要支援2：8名、要介護1：14名、要介護2：4名、要介護3：2名）



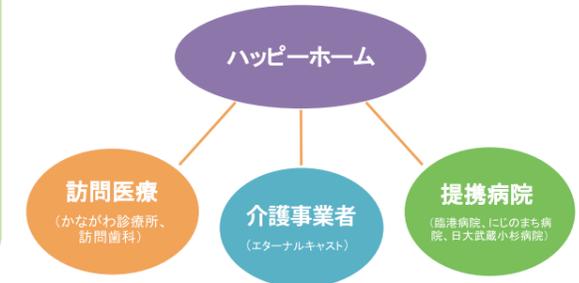
ハッピーホーム伊勢町



設備の一例（昇降機）

<取り組み>

「ハッピーホーム」では利用者様が安心して生活できるように、医療、介護事業者との連携を図っています。
・訪問診療：24時間365日医師へ連絡することができ、定期的な往診も可能です。
・提携病院：病院と連携することで迅速に病気への対処が可能です。
・介護事業者：ケアマネージャーによるケアプラン作成、ホームヘルパーによる家事援助、身体介助等が受けられます。



<ファミリーケア>

ファミリーケアとは、「あたたかく」や「親身になって」を意味する「warmly」を意識した造語です。「ハッピーホーム」では、利用者様が安心して楽しく生活できるように、また、いつまでも元気に日常生活を送ることができるよう誕生会や各種レクリエーションを下記の支援と合わせて行っています。
・バイタルチェック ・24時間見守り体制 ・通院同行
・服薬チェック ・家族、友人知人との交流 ・お墓参り同行



居室の一例



ハッピーホーム伊勢町
施設長 伊藤由彦

ハッピーホーム施設長より

ハッピーホームでは利用者様が安心して穏やかに生活できるように支援しております。時には家族、時には兄弟のように温かい気持ちで接しており、利用者様がハッピーに今後も生活できるように職員一同心掛けております。

障害者事業部

現在、欧米をはじめ様々な国で社会的入院患者の地域移行が進められています。しかしながら、日本では精神科病床数が約35万床あり、約7万2千人いるとされる社会的入院患者の地域移行が、なかなか進まないという現状があります。

また、知的障害者の社会資源も不足しており、施設入所の待機者が多く事業所が選べない、居場所がなく自宅待機といった問題があります。

障害児においても同様で、保護者のレスパイト（休息）が図れない、安定した仕事に就けない、ペアレントトレーニング体制が未成熟などの問題を痛感しています。

SSSはこれらの社会問題に対し、障害者総合支援法に基づく事業：グループホーム・就労継続支援B型・相談支援事業に加えて知的障害者のための通所施設（生活介護）の新規OPENを予定するとともに、児童福祉法に基づく放課後等デイサービスを新たに設置し、社会資源不足による社会的入院問題や地域移行遅れの問題を事業の手法を用いて解決していくことを目指しています。



生活支援員との食事作り



クリスマスの飾りつけ

共同生活援助（グループホーム）：
「ラ・ファミ・ド八王子」、「サクレ江戸川」

支援の基本理念

- ・支援される部分を少なくし、自分のできる部分を増やすこと
- ・障碍の部分は社会資源を活用して補完し、自立へと導くこと

グループホームは地域での自立した生活を目指していくための共同生活住居です。わたし達はエンパワメントと権利擁護の視点を大切に、手を差しのべる支援だけではなく、利用者様が主体となって課題に取り組み、社会資源を活用しながら、地域での自立生活を継続できる力と自信を身に付けられるよう支援しています。

就労継続支援B型（パン屋・パン工場）：「エスプリ」

支援の基本理念

- ・社会生活のルールを学びながら、仕事をするための習慣を身に付け、また喜びを感じられる場の提供

就労継続支援は一般企業での就労が困難な方に働く機会を提供し、知識や能力の向上を目指していく事業です。障碍によって社会活動から遠ざかっている方、その機会を得られなかった方等が、作業を通じて地域社会と交流し、成功や失敗を経験しながら社会生活のルールを学び、働く習慣を身に付けると同時に、自分なりの進歩や努力を喜びとして感じることができるようなストレングスの視点を持って支援しています。

相談支援事業（障害者総合支援法に基づく特定相談支援、障害児相談支援）：「障がい者相談支援センター いまここ」

支援の基本理念

- ・いま、ここから、豊かな生活をみんなで考え、地域との絆を広げていこう！

相談支援事業は利用者様の希望する生活に沿って、目標・課題を明確化した上で「サービス等利用計画」や「障害児支援利用計画」を作成し、継続的な支援をしていく事業です。地域の福祉サービスや社会資源と利用者様を結び付け、個々の大切にしている思いに最大限、寄り添って支援しています。



利用者様も商品開発に関わるパンの数々



個々の能力にあわせた作業工程

人材育成

内部研修

各スタッフが勉強や調査、実践した内容について定期的に研修を実施しています。

- 権利擁護
- 統合失調症
- パーソナリティ障害
- 発達障害・自閉症
- 動機づけ面接法
- 関係法令・制度
- 気分障害
- アディクション
- CBT（認知行動療法）
- SST（ソーシャルスキルトレーニング）

スキルアップトレーニング制度

外部講師（精神科病院ソーシャルワーカー等）を招き、専門的な勉強会を実施しています。

- 事例検討会
- SST（ソーシャルスキルトレーニング）の実施方法
- ストレングスモデル
- エンパワメント



精神障害者を取りまく社会問題

- ▶精神科病床数：約35万床
 - ▶入院患者数：約33万人
 - ▶社会的入院患者数：約7万人
- ※社会的入院患者=受け入れ条件が整えば退院可能な患者



（厚生労働省調査を基に作成）

精神疾患はとても身近な病気

- ・精神疾患により医療機関に係る患者数 ⇒ 約323万人（国民の40人に1人以上） ※平成20厚生労働省
- ・糖尿病により医療機関に係る患者数 ⇒ 約249万人 ※平成17 厚生労働省

日本では、障害者に対する差別・偏見が根深く残っています。特に精神障害者に対しては、正しい情報が発信されおらず、奇妙だとか怖いといったイメージが先行し、無意識的に地域から排除しようという傾向があります。しかし、これらの調査結果からも明らかな通り、誰もがかかりうる病気であることが分かります。近年では、薬物療法や精神療法の効果が飛躍的に向上し、健常者と変わりなく地域で生活できる時代となっており、地域の一人ひとりの理解こそが最大の支援と考えられています。





行政受託・補助金事業一覧(2005～2013)

SSSは施設運営を中心とした生活困窮者支援にとどまらず、その活動のなかで培った経験・ノウハウを生かし、社会貢献の一環として行政等との事業連携にも積極的に取り組み公益の増進に努めております。

2013年度実績
受託事業 15件

2005年9月「**東京都地域生活移行支援事業**」実施
事業内容:生活困窮の究極状態であるホームレスから一般生活までを第1ステップから第4ステップまで段階的に支援していく内容のうち、第2ステップである宿泊支援業務を実施。

2005年10月「**路上生活者自立支援センター中央寮**」開設
宿泊管理業務受託期間:2005年10月～2010年10月
業務内容:就労意欲があり、心身の状態も就労に問題がないと認められたホームレスの方を対象に、原則2か月間の入所期間で、食事の提供、職業、住宅等についての相談を行い、就労による自立を促進する事業。

2007年2月「**八千代市就労パワーアップ自立支援セミナー事業**」実施
事業内容:一般生活保護世帯を中心に就労支援員(くっどわーくサポーター)による就労セミナーを実施。

2008年1月「**千葉ドロップインセンター ～ホームレス予防何でも相談所～**」開設
事業継続 2006年に続き二度目の受託
*社会福祉法人社会福祉事業研究開発基金より平成20年度事業助成
事業内容:上記千葉ドロップインセンターの研究実績及び効果の確認を踏まえ、事業継続中。

2008年3月「**女性応援エンパワメント事業**」・「**アドバイザー派遣事業**」実施
*平成19年度東京ウィメンズプラザDV防止等民間活動助成対象事業
事業内容:「女性応援エンパワメント事業」SSSの女性利用者様を対象とした合計16回のキャリアカウンセリングの実施及びDV被害者の救済を目的としたパンフレットを作成。「アドバイザー派遣事業」職員のスキルアップを目指し、DVに関する知識を身につけるための学習会を実施。

2008年4月「**市原市生活保護受給者就労支援事業**」受託
事業内容:一般保護世帯を対象に15人を1グループとして、9か月間の就労支援(就労セミナー、個人面談、履歴書の作成指導、面接シミュレーション、求人情報の提供、ハローワークへの同行など)を実施する事業。

2008年10月「**定年引上げ等奨励金**」受給
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構奨励金 定年を70歳に引き上げ、働く意欲を有する高齢者の方々の知識と経験を活かしている法人と認められた。

2009年10月「**SSS入浴サービス事業**」実施 *2007年11月より継続
事業内容:川口市内のホームレスの方を対象として入浴、シャワー、散髪、洗濯などのサービスを提供することにより衛生状態の改善及び自立支援を図る。その後、自主事業として継続中。

2009年12月「**千葉市住宅喪失者緊急一時宿泊支援事業**」受託
事業内容:年末年始において市が業務を停止している期間に、市内の貧困・困窮者支援のために借り上げたホテル、SSSシェルターへの送迎を行うと共に利用者様に対し、血圧、脈拍及び体温測定等の健康状態の確認及び生活相談を実施する。

2010年12月「**我孫子市年末年始ホームレス緊急一時宿泊事業**」受託 *2009年12月より継続
事業内容:年末年始において市内の求職中の貧困・困窮者が安心して生活を送れるよう市が業務を停止している期間における求職中の貧困・困窮者に対し、居所の提供を行うことを目的とする。

2013年4月「**日野市高齢者等緊急一時保護事業**」受託 *2009年4月より継続
事業内容:高齢者やDV被害者など一時的に住居の確保が必要になった方に対し、住居及び食事や被服の提供を行う。

2013年4月「**浦安市ホームレス総合相談推進事業**」受託 *2008年4月より継続
2011年度までは浦安市ホームレス総合相談推進・衛生改善事業
事業内容:浦安市の路上生活者の実態リサーチ及び、巡回相談によるアセスメントの実施。社会資源や法律相談の情報提供し路上からの脱却を図る。

2013年4月「**八王子市路上生活者等自立支援事業**」受託 *2010年5月より継続
事業内容:失業等の理由により住居を喪失した方々が、安定した地域生活を再構築するために必要な就労支援を実施することを目的とする。

2013年4月「**八王子市路上生活者等地域生活安定化支援事業**」受託 *2011年5月より継続
事業内容:住居を喪失した方々が、安定した地域生活を営むに必要な支援を実施することを目的とする。

2013年4月「**八王子市路上生活者等緊急一時保護事業**」受託
事業内容:八王子市内にて住居の喪失、同居者からの暴力等により一時的に住居に困窮し緊急にシェルターにて保護の必要が認められる方の一時保護を目的とする。

2013年4月「**茨城県居宅生活移行支援事業**」受託 *2010年10月より継続
事業内容:茨城県内の宿泊所に相談員を配置し、福祉事務所と相談員が連携し、個別自立支援計画の策定から、カンファレンスの実施、日常生活支援、就労支援、服薬指導、年金調査、住民票の設定など多岐にわたるきめ細かい支援を行うことにより、円滑に居宅生活に移行できるよう援助することを目的とする。

2013年4月「**中野区居宅生活移行等支援事業**」受託 *2010年11月より継続

2013年4月「**台東区居宅生活移行等支援事業**」受託 *2011年1月より継続

2013年4月「**江戸川区居宅生活移行等支援事業**」受託 *2011年4月より継続

2013年4月「**品川区居宅生活移行支援事業**」受託 *2011年4月より継続

2013年4月「**府中市居宅生活移行支援事業**」受託 *2011年4月より継続

2013年4月「**埼玉県宿泊所機能強化事業**」受託 *2011年4月より継続

2013年4月「**松戸市居宅生活移行支援事業**」受託 *2011年10月より継続

2013年4月「**町田市居宅生活移行支援事業**」受託 *2012年4月より継続

2013年10月「**さいたま市生活保護居宅移行-宿泊所入居者総合支援事業**」受託

埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援事業 宿泊所機能強化事業 平成25年度

自立支援プログラム

- ・アセスメントの実施(目標設定、課題整理、支援計画書の作成等)
- ・生活相談、支援(住所設定、債務整理、年金手続、通院同行、親族との関係修復、アスポートと連携した生活支援等)
- ・就労支援(就労研修会、自己啓発セミナー、自己分析、履歴書作成、模擬面接、アスポートと連携した職業体験・訓練等)
- ・生活保護関連(収入申告、収入認定、基礎控除、一時扶助申請等)
- ・支援状況の検証(モニタリング実施、ケースカンファレンス実施等)
- ・居宅移行支援(健康保険証切替手続、物件情報提供、転居手続、アスポートと連携したアフターフォロー等)

実績・費用対効果報告 (平成25年4月～平成26年1月までの途中経過 ※10ヶ月間)

- ・個人面談回数2,229回:自立支援プログラム参加者303名
- ・新規就労者124名 ・新規年金受給者4名 ・転宅決定者124名
- ①受託事業費:24,000,000円/10ヶ月(2,400,000円/月)
- ア.収入認定額(就労者-半福祉半雇用) 1,383,028円/月
- イ.収入認定額(就労者-経済的自立) 960,292円/月
- ウ.収入認定額(年金者) 593,121円/月
- ②収入認定額:29,364,410円/10ヶ月(2,936,441円/月) ※利用者様の収入申告額-各種控除額より算出
- ③受託事業による社会的な利益(②-①)5,364,410円/10ヶ月(536,441円/月)
- ④受託事業による費用対効果(②÷①) 122.4%

八王子市路上生活者等自立支援事業 平成25年度

自立支援プログラム

- ・プログラム参加者への同意書
- ・アセスメント作成(正確なアセスメントにより課題を抽出し現実味のある目標設定を行う)
- ・個別支援計画作成(短期・中期の目標に対する課題を細分化し、支援担当と期間設定・社会資源の選定を行う)
- ・モニタリング(計画の達成状況を確認し、目標・課題の評価・修正を行う。3か月and 6か月)
- ・各種支援プログラム導入(個別支援とグループワークを織り交ぜた支援プログラム)
 - A:自立阻害要因の解決プログラム 住所設定、債務整理、年金調査(手帳発行、免除申請、受給権調査)
 - B:コミュニケーションプログラム ディベート、レク(BBC、ジエンガ、ソフトボール、卓球、餅つき、花見、食事会)
 - C:就労支援プログラム SST(企業面接ロープレ)、就労情報提供、HW連携(ナビ活用)、収入認定
 - D:介護・障害支援プログラム 介護:被保険者証取得、通院(意見書等)、認定手続き、介護保険サービス情報提供
障害:自立支援医療、手帳、年金、障害福祉サービス情報提供
 - E:地域参加プログラム 近隣清掃参加、地域社会参加活動
 - F:転宅支援プログラム キャッシュフロー説明、保証人協会説明、不動産同行、転居作業同行

実績・費用対効果報告 (平成25年4月～平成26年1月までの途中経過 ※10ヶ月間)

- ・プログラム参加者数 :106名 (新規参加者数は38名)
- ・住所設定完了者数 :46名 (総支援回数175回、平均3.8回/人)
- ・債務整理完了者数 :26名 (総支援回数478回、平均18.3回/人)
- ・年金調査等完了者数 :45名 (総支援回数224回、平均4.9回/人)
- ・就労決定者数 :58名 (総支援回数3246回、平均55.9回/人)
- ・転宅決定者数 :41名 (総支援回数207回、平均5.0回/人)
- ①受託事業費:9,000,000円/10ヶ月(900,000円/月)
- ②収入認定額:24,185,170円/10ヶ月(2,418,517円/月) ※利用者様の収入申告額-各種控除額より算出
- ③受託事業による社会的な利益(②-①)15,185,170円/10ヶ月(1,518,517円/月)
- ④受託事業による費用対効果(②÷①) 268.7%



対外活動

SSSは生活困窮者に対する支援活動のみにとどまらず、様々な分野の方々と交流を深め、直接的・間接的に社会問題の解決を目指しています。

海外調査・視察等

『第11回日中韓居住問題国際会議 北京大会』

2013年10月、「防災と居住の安全」をテーマとした国際会議が北京市内で開催され、日本居住福祉学会のメンバーとして参加しました。災害時における居住福祉資源の役割や都市計画のあり方について、各国の政府関係者・研究者・支援団体の方々と議論し、交流を深めました。



加盟組織・団体

『NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク』

ホームレス状態にあるの方々に対する自立支援活動を行うNPOや個人が相互連携を図るため、2007年6月に設立された全国組織。2013年7月現在、北海道から沖縄まで合計75団体・9個人が加盟しています。

『埼玉県ホームレス自立支援委員会』

行政や民間団体、医療機関やボランティアなどが協働して「埼玉県ホームレス総合相談会」を2006年より実施しています。福祉相談や法律相談、健康相談などの相談のほか、食事提供や散髪サービス等を行っています。

『日本居住福祉学会』

安心できる「居住」は生存・生活・福祉の基礎であり、基本的人権として、「居住福祉社会」の実現へ向けた研究調査を研究者、専門家、市民、行政、企業等がともにを行っています。

『社会的企業研究会』

社会的企業を「社会的排除問題の現場で社会的包摂に取り組む重要な担い手」として捉え、研究者、研究機関、実践者が横断的な調査研究や交流を図る組織です。

『東京都精神障害者共同ホーム連絡会』

東京都内の精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）等、計100ヶ所以上が加盟し、行政の動きや運営についての情報交換、利用者処遇についての意見交換、東京都への要望書提出等を行っています。

SSSスマイルプロジェクト

SSSスマイルプロジェクトとは？

（注※開始当初2009年ポスターより）

現在、日本でホームレス生活を余儀なくされている方は約1万6千人とされています。近年の未曾有の不景気や、貧富格差の両極化が年々増す中で、最低限の生活を維持することができず、ホームレス状態に陥る方が増加していくことが予想されます。

また、国外の発展途上国においては、日本では想像がつかない程の究極の貧困問題を抱えています。WFP（国連食糧計画）の調査によると、世界の飢餓人口は10億人を超え、飢餓やそれに関連する病気のため、毎日2万5千人が命を落としています。そのうち、5歳以下の子供は1万4千人を占めており、時間に直すと、6秒に1人、子供が「飢え」を理由に幼い命を落としています。

「わたし達にできることはないだろうか？」

そこからSSSスマイルプロジェクトは始まりました。

SSSスマイルプロジェクトでは施設等に設置している飲料自動販売機の収益を活動資金とし、国内外の貧困問題・社会問題に利用者様と職員が力を合わせてアクションを起こしています。

利用者様がジュース等を買うことで、同プロジェクトの様々な取組みに参加することができ、「困っている誰かの役に立つ」ことで自身の「自己肯定感」や「自尊心」が高まり、「自立」へのきっかけになると考えています。

Project 1 ホームレス状態の方々への各種支援

プロジェクト1では台東区内（週5回）、さいたま市内（週1回）にておにぎりやカレーライスの「炊き出し」を行っています。また、寒さが厳しい年末に「冬じたく無料バザー」を開催し、一般の方よりご寄付頂いた防寒具や衣類等を配布しています。



Project 2 エスエス・スクール（啓発活動）

未来を担う子供たちや若者に、日本や世界が抱える貧困問題を知る機会を提供しています。例えば、食べ物大切さを通じて飢餓問題を感じてもらうなど、様々な社会問題の実態を伝えることが、解決の第一歩だと考えています。





NPOエスエスエス 活動実績調査2005-2013

人口調査(宿泊所利用者)

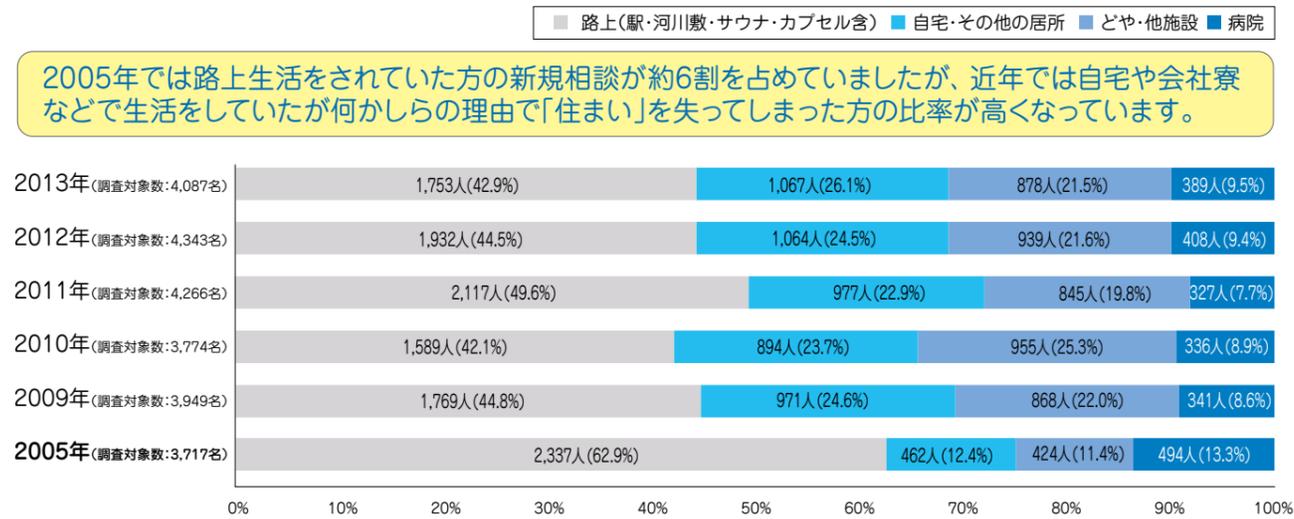
※毎年1月1日より12月31日までの間に新たに施設利用を開始した方を対象としています。

Q-1 SSSの宿泊所はどんな人が利用するんですか?

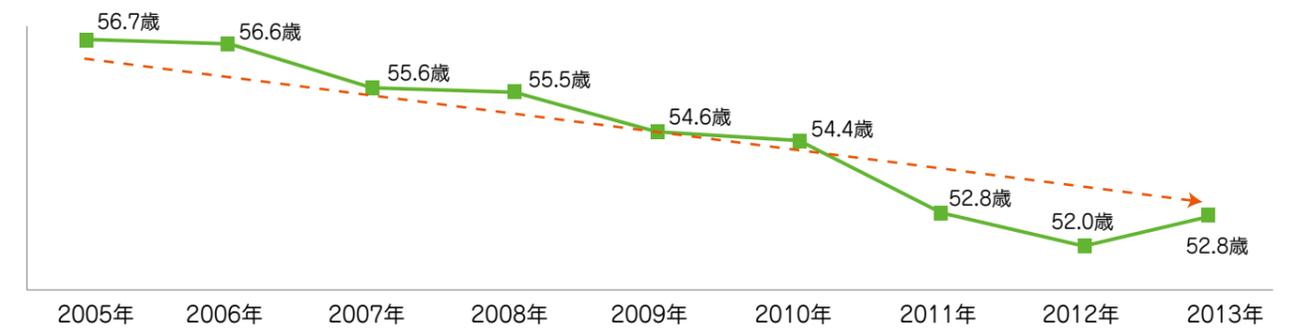
A-1 何らかの理由で「住まい」を失う恐れがある方や、すでに失ってしまった方などが利用します。たとえば、仕事を失い生活に困ってしまった方や病院を退院する際に帰る家が無い方など様々な理由で生活困窮状態にある方が利用します。

SSSの宿泊所を利用される方は何らかの理由で「住まい」が不安定な状態になっている方です。また、新規利用される方の平均年齢は下降傾向にあります。これについて、グラフ④を見ると2つの特徴が読み取れます。1つ目は若年層(49歳以下)が年々増加傾向にあること。2つ目は高齢層(60歳以上)は一定割合で推移していることです。

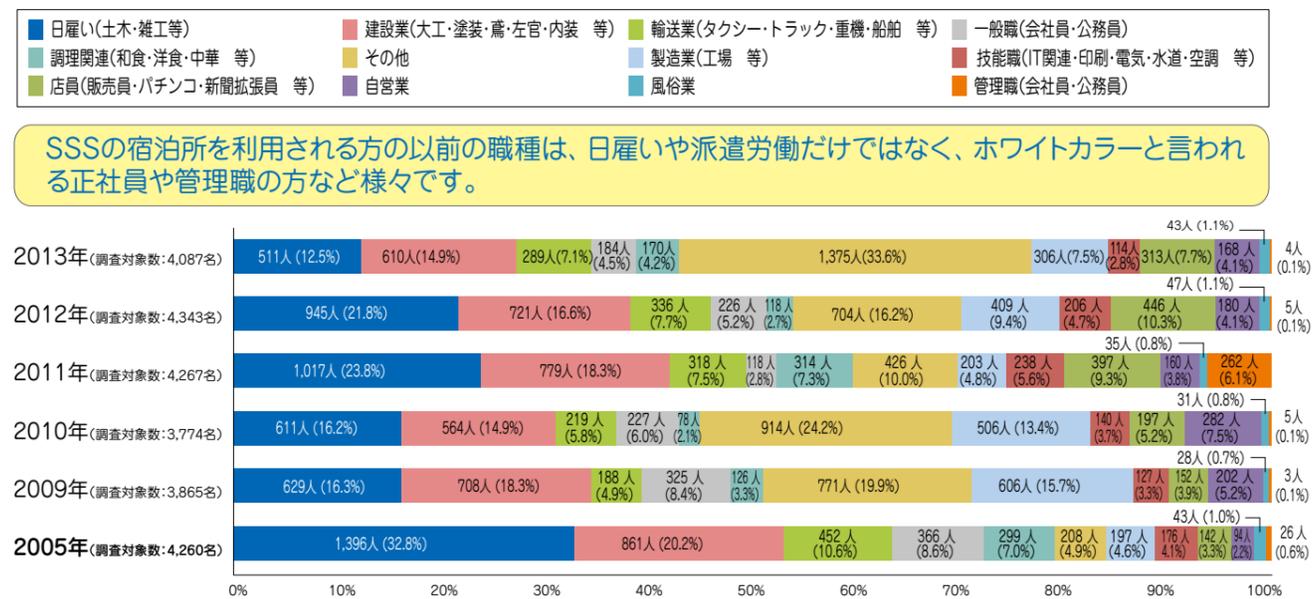
■グラフ① 新規施設利用者の直前の居所推移 (2005年、2009年～2013年推移)



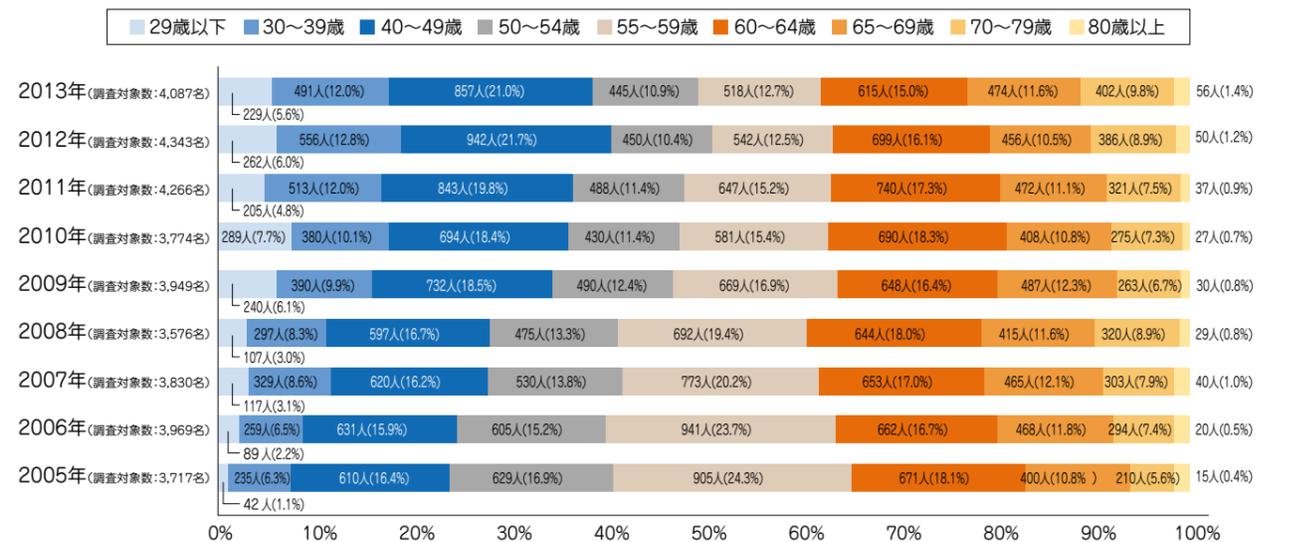
■グラフ③ 新規施設利用者平均年齢 (2005年～2013年推移)



■グラフ② 施設利用前の直前職 (2005年、2009年～2013年推移)



■グラフ④ 新規施設利用者年齢構成比(2005年～2013年推移)





入口調査（宿泊所利用者）

※毎年1月1日より12月31日までの間に新たに施設利用を開始した方を対象としています。

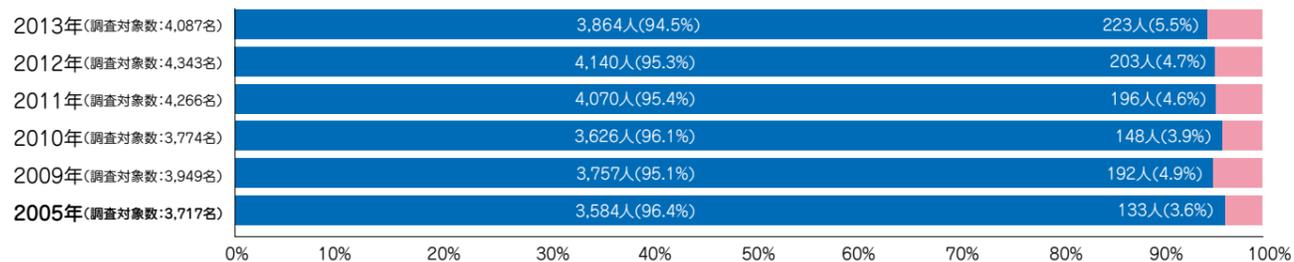
Q-2 SSSの宿泊所は何をしているところなんですか？

A-2 生活困窮者の方に対して自立支援をするところです。何らかの事情で「住まい」や「生活」に困窮した方に対して「一時的な居所」を提供し、生活支援、就労支援、地域生活移行支援等を行っています。

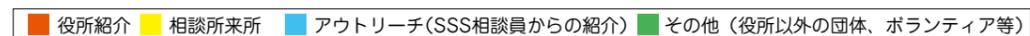
■グラフ⑤ 新規施設利用者の男女構成比（2005年、2009年～2013年推移）



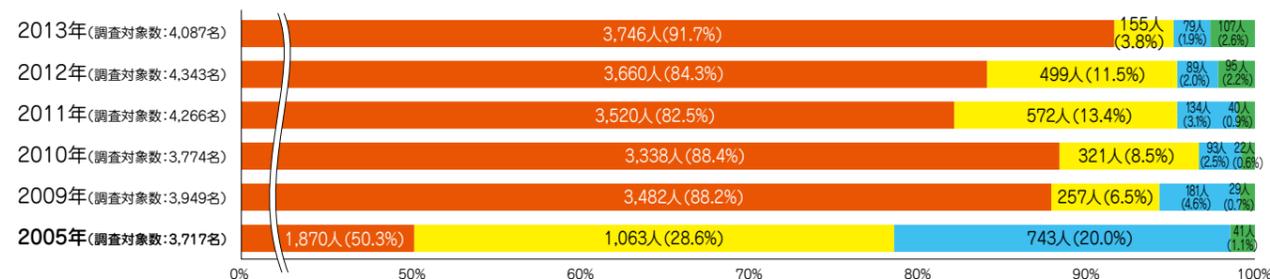
基本的には単身男性が多く利用しますが、女性専用施設や世帯(母子、夫婦、家族等)を受け入れ可能な施設を設け、女性の利用も受け付けています。



■グラフ⑥ SSS来所のきっかけ（2005年、2009年～2013年推移）



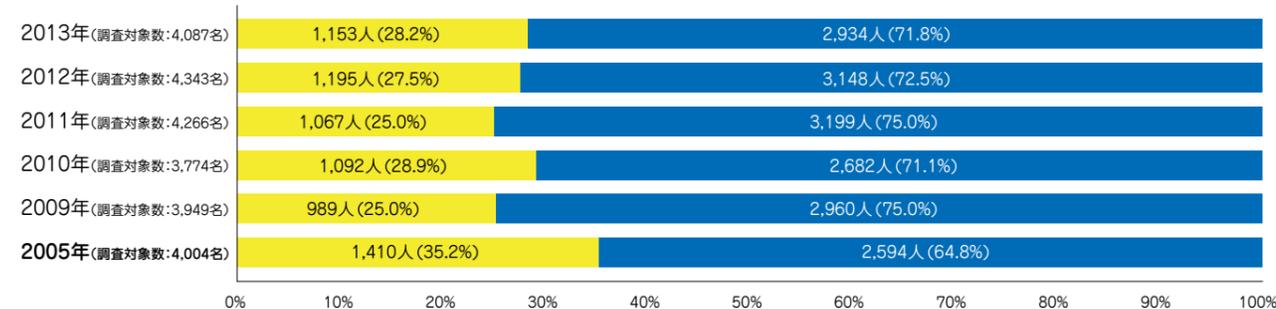
2005年時点ではSSS相談センターへの来所やアウトリーチによる支援開始が約半数でしたが、近年は福祉事務所等による情報提供をきっかけとしたケースが多くなっています。



■グラフ⑦ 施設利用経験（2005年、2009年～2013年推移）



SSSの宿泊所では利用開始する方のうち3,000人ほどが(他団体の運営する同種の施設も含めて)初めて利用する方になりますので、ホームレス状態の方に対するセーフティネットとして一定の役割を担い続けていることが分かります。



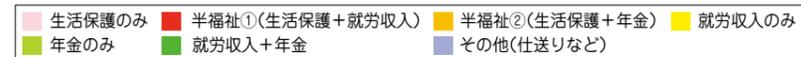
施設内調査（宿泊所利用者）

※毎年9月1日時点で施設利用をされている方を対象としています。

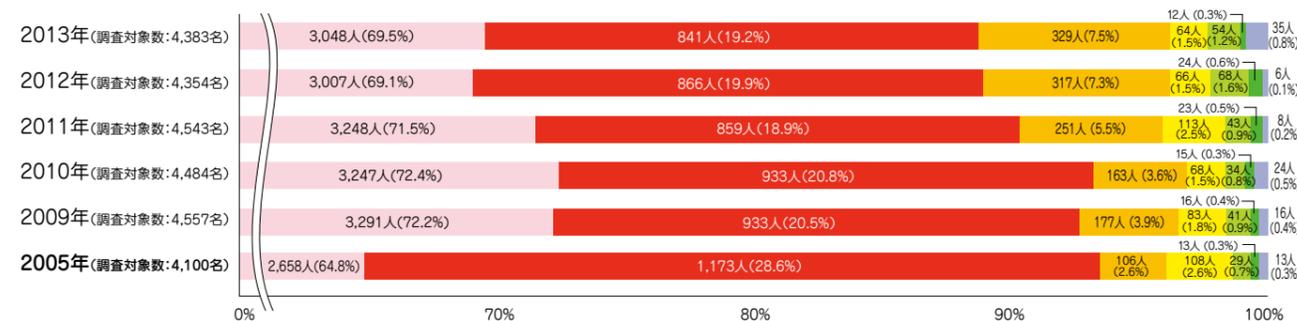
Q-3 SSSの宿泊所を利用する人の収入はどうなっていますか？

A-3 年金や雇用保険、生活保護等を利用して生活しています。SSSの宿泊所を利用開始した時点では多くの方が生活保護を活用しますが、その後SSSの就労支援や年金手続き支援によって収入が変化していきます。

■グラフ⑧ 施設内の収入内訳推移（2005年、2009年～2013年推移）



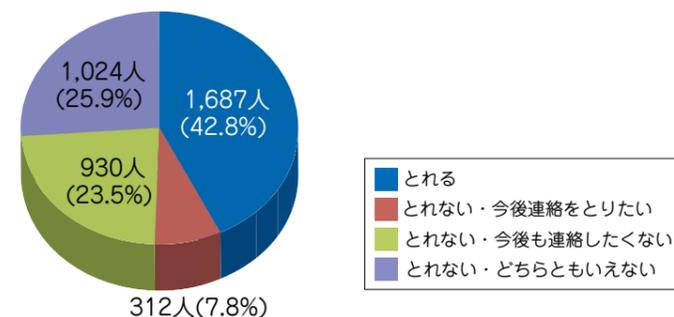
すでに仕事や住まいを失ってしまった状態の方は、SSSへ相談に来られた際に生活保護の活用以外の方法が残されていない場合がほとんどです。支援する上で、可能な場合は就労収入や年金による経済的自立を目指しますが、それらの収入では最低生活費に至らないケースもあるため、「半福祉」(生活保護+就労収入、または生活保護+年金など)という形をご本人の意向に沿って支援しています。



Q-4 なぜ、家族や友人を頼らないんですか？

A-4 グラフ⑨を見ると、家族や親族等に連絡をとることができない方が全体の約6割いることが分かります。「連絡を取りたいけど、何年も音信不通にしまった」等、理由はそれぞれ異なりますが、生活が崩れていく中で人とのつながりも断ち切れてしまい、社会の中で孤立していく方が多い現状があります。

■グラフ⑨ 家族・親族との連絡 *2013年アンケート結果(回答数3,953)



施設内調査（宿泊所利用者）

※毎年9月1日時点で施設利用をされている方を対象としています。

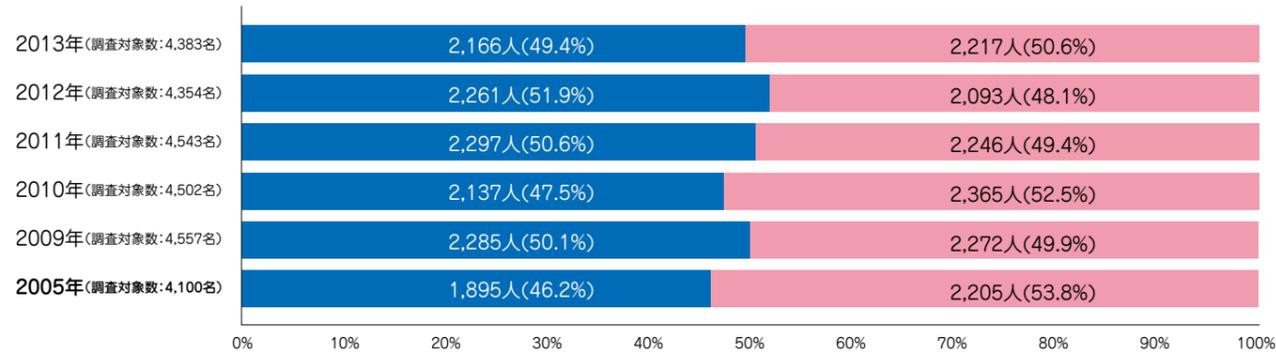
Q-5 宿泊所でどんな生活をしてるんですか？

A-5 自立に向けて各自のペースで生活をされています。共同生活の中で最低限守るべきルールに沿って、自立を目指した生活習慣を身に付けていきます。住民票の異動や各種手続きを済ませつつ、債務処理等、法律家の支援を必要とする場合は、弁護士事務所や法テラスへ足を運びます。また、傷病のある方は通院や服薬に関するサポートを受け、稼働対象の方はSSS自立支援セミナーを受講するなど、各種就労支援を活用し、仕事探しをしていくといった生活を送ります。各種支援を受けながら、心身の状態を整えることや社会生活に慣れることなど、自立へ向けた社会的リハビリの期間を過ごすこととなります。

■グラフ⑩ 施設内の稼働対象者構成比（2005年、2009年～2013年推移）

■稼働対象者（64歳以下で健康な方） ■高齢傷病者（左記以外の方）

SSSではアセスメントにより64歳までの方を稼働対象者としています。（実際は65歳以上で元気に就労されている方もいます。）反対に年齢は若くても傷病を抱えていたり、何らかの障害をお持ちで就労が難しい方がいるため、稼働対象者の構成比は5割程度となっています。



■表⑪ 就労や年金受給手続き支援等による経済効果（2012年11月～2013年10月までの12ヵ月）

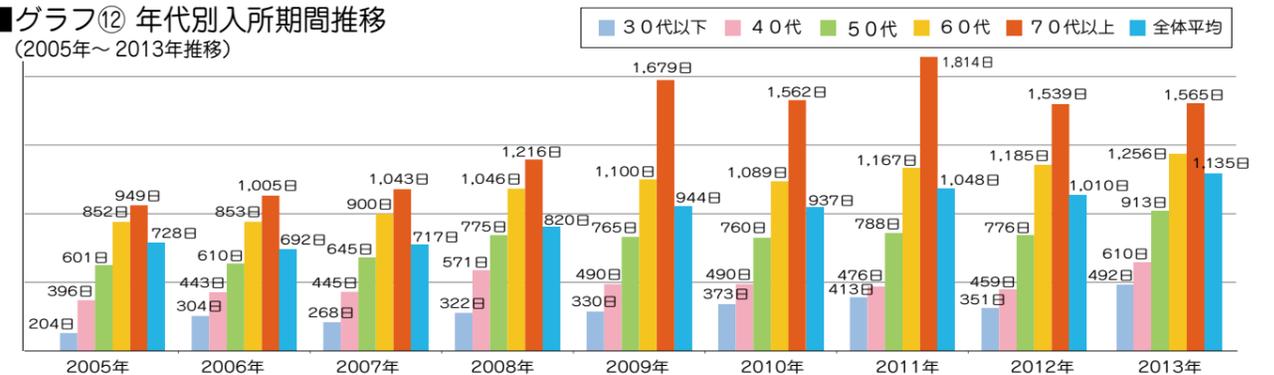
SSSの宿泊所を利用する稼働対象者(グラフ⑩2013年:2,166人)に対して月平均910名、約42%の方は就労をしています。これらの就労者や年金によって生活するようになった方の収入申告によって削減できた生活保護費を経済効果として算出すると、年間約8.4億円となります。※この実績には退所者は含まれていないため、就労によってSSSを退所し、その方が半年間就労を継続していると仮定した場合、年間約16億円の経済効果があるという独自の推計結果も出ています。

| | 就労者累計 (2012年11月～2013年10月) | 就労者 月平均数 | 年間経済効果額 (2012年11月～2013年10月) | 経済効果額 月平均 |
|-----|------------------------------|-------------|--------------------------------|--------------|
| 東京 | 1,971人 | 164人 | 142,830,246円 | 11,902,521円 |
| 三多摩 | 1,632人 | 136人 | 119,241,881円 | 9,936,823円 |
| 神奈川 | 2,446人 | 204人 | 142,651,849円 | 11,887,654円 |
| 千葉 | 2,026人 | 169人 | 207,353,155円 | 17,279,430円 |
| 埼玉 | 2,182人 | 182人 | 181,405,311円 | 15,117,109円 |
| 茨城 | 667人 | 56人 | 47,855,030円 | 3,987,919円 |
| 全体 | 10,924人 | 910人 | 841,337,472円 | 70,111,456円 |

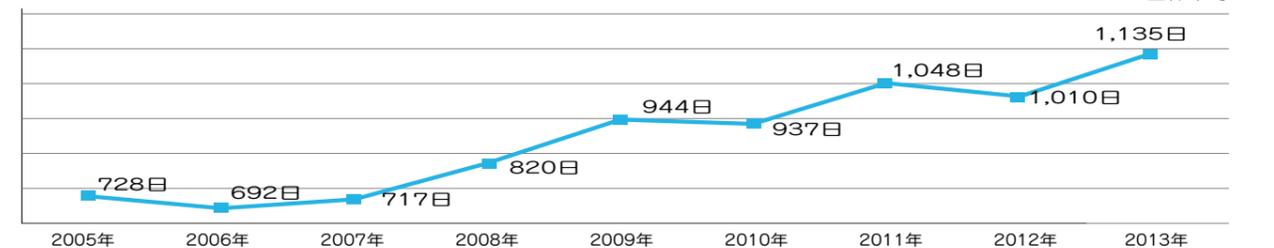
Q-6 SSSの宿泊所でどれくらいの期間過ごしているんですか？

A-6 平均して約3年程度です。その背景には働くことができる若年層が自立し、行き場のない高齢者やSSSでの生活を望む高齢者が宿泊所に留まるといったことがあげられます。このことが入所期間の全体平均を引き上げる要因になっています。

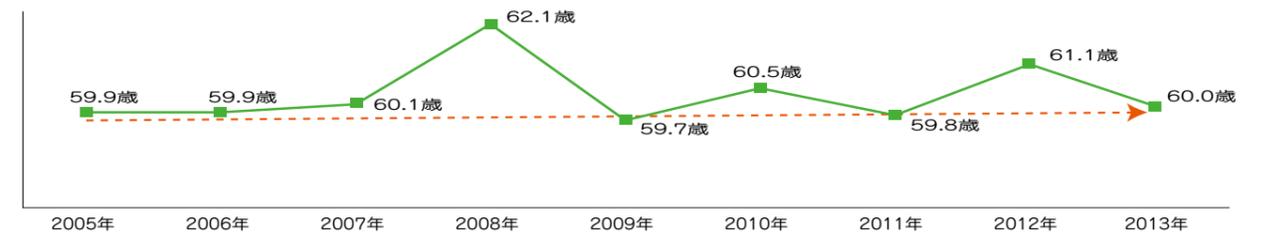
■グラフ⑫ 年代別入所期間推移（2005年～2013年推移）



■グラフ⑬ 平均入所期間推移（2005年～2013年推移）

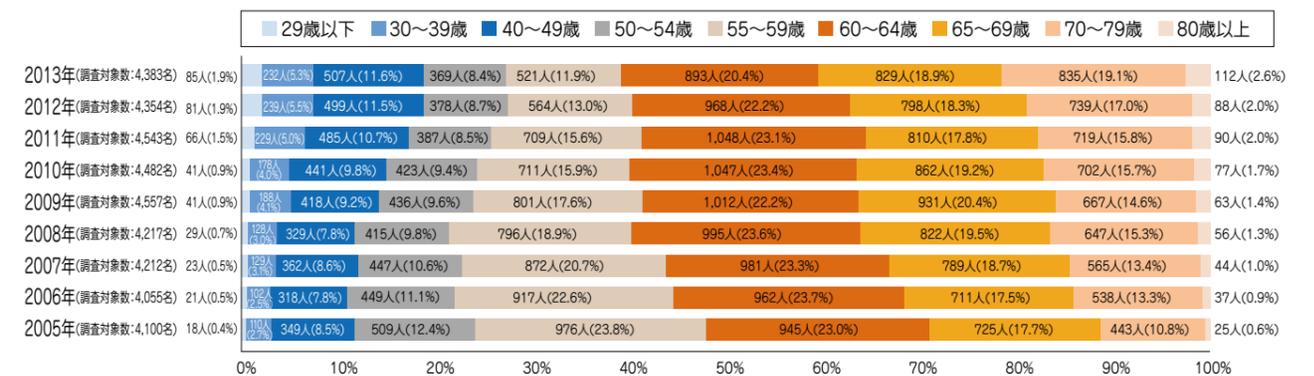


■グラフ⑭ 施設利用者平均年齢（2005年～2013年推移）



新たに宿泊所を利用される方の平均年齢は下がっていますが(※P27グラフ③参照)、グラフ⑭の通り、宿泊所で生活している方の平均年齢は下がっていません。グラフ⑮を見ると、高齢層(60歳以上)の方が多く在籍していることがわかります。

■グラフ⑮ 施設内の年齢構成比推移（2005年～2013年推移）



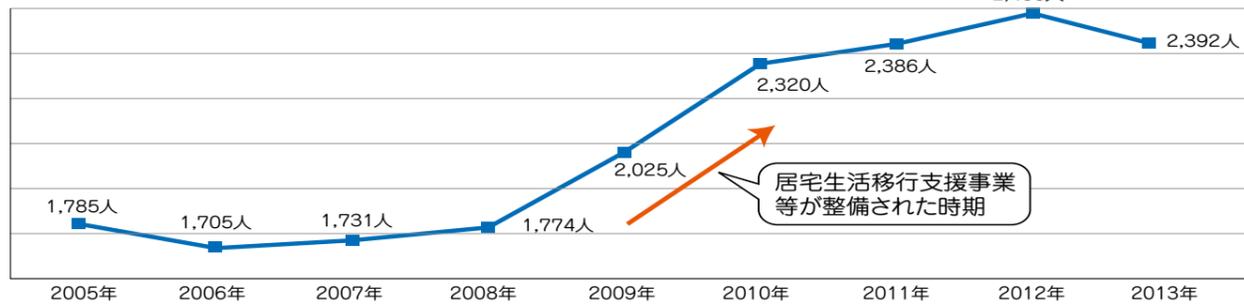
出口調査(宿泊所利用者)

※毎年1月1日より12月31日までの間に施設を退所された方を対象としています。

Q-7 SSSの宿泊所から自立する人はどれくらいいるんですか?

A-7 毎年2,000人以上の方がアパートや他の社会資源等へ転居をしています。特に2009年以降リーマンショックの影響により仕事を失った方等への支援が大きく報じられた結果、福祉行政が居宅移行を積極的に促進してきました。またSSSでは国・地方自治体による「優良施設への支援」として「居宅生活移行支援事業」を2010年より受託し、貧困ビジネスと呼ばれる悪質な事業者や無届事業者等とは一線を画した実績を出しています。

■グラフ⑯ 居宅等への転宅総数推移 (2005年～2013年推移)



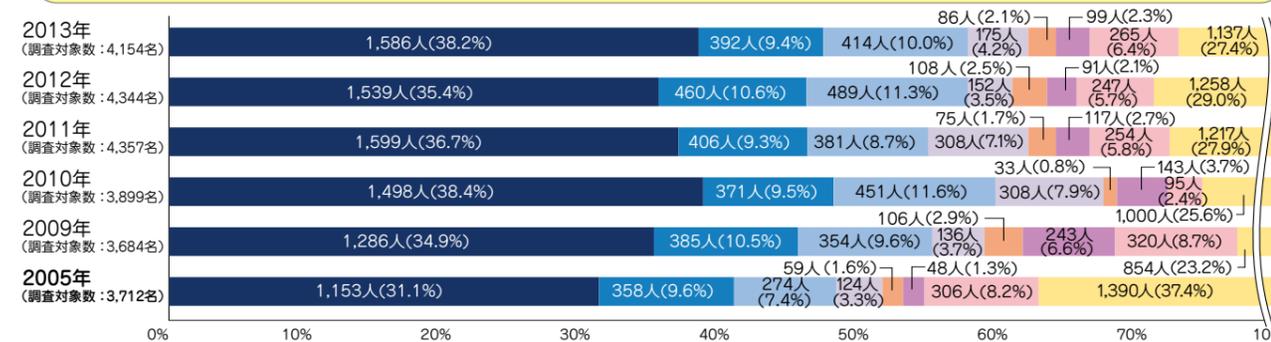
■グラフ⑰ 居宅等への転宅総数累計 (2005年～2013年推移)



■グラフ⑱ 退所者の種別構成比推移 (2005年、2009年～2013年推移)



SSSの宿泊所を2013年に退所した方の4割弱、約1,600人が自立によって地域のアパート等へ転居しました。また、約400人が帰郷されるなど地域や家族等とのつながりを再度取り戻しています。その他、高齢者施設や障害者施設等への転居も約400人にのぼり、低所得高齢者の介護認定や障害者の障害程度区分認定等の支援が適切に実を結んでいます。



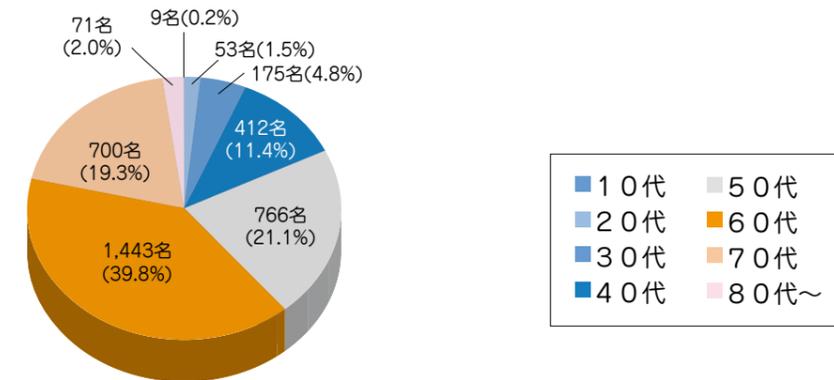
※無届事業者とは、行政等に届出をせずに宿泊所と同様の形態で施設を運営している事業者です。届出をしないため、居室環境や支援等を行政が把握することができず、問題が顕在化しやすく、対策が取れない等の課題があります。平成22年度の国の調査では、宿泊所が488施設に対し約1,300の無届施設があるとされています。

利用者アンケート調査結果報告 (2013年9月～10月実施)

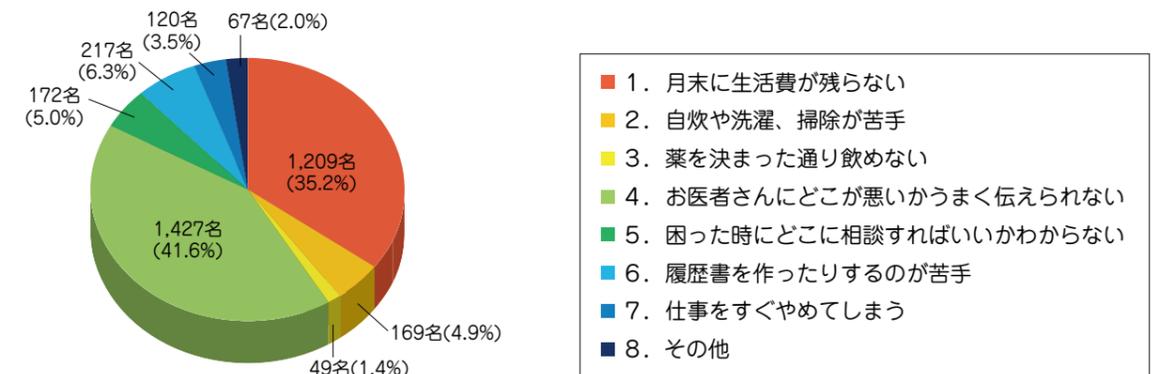
毎年9月より1ヵ月間に渡り、SSS利用者様に対して利用者満足度調査を実施しています。回答には重複回答や詳細不明等も含み集計を行っているためそれぞれの設問に対し、有効票数に差異があります。尚、アンケートの実施にあたっては、利用者様の正確なニーズを把握するため、氏名の記入は自由とし、事務局スタッフ(施設担当職員以外)で行っています。

◇回答者属性

■年齢構成比(有効票数:3,629票)

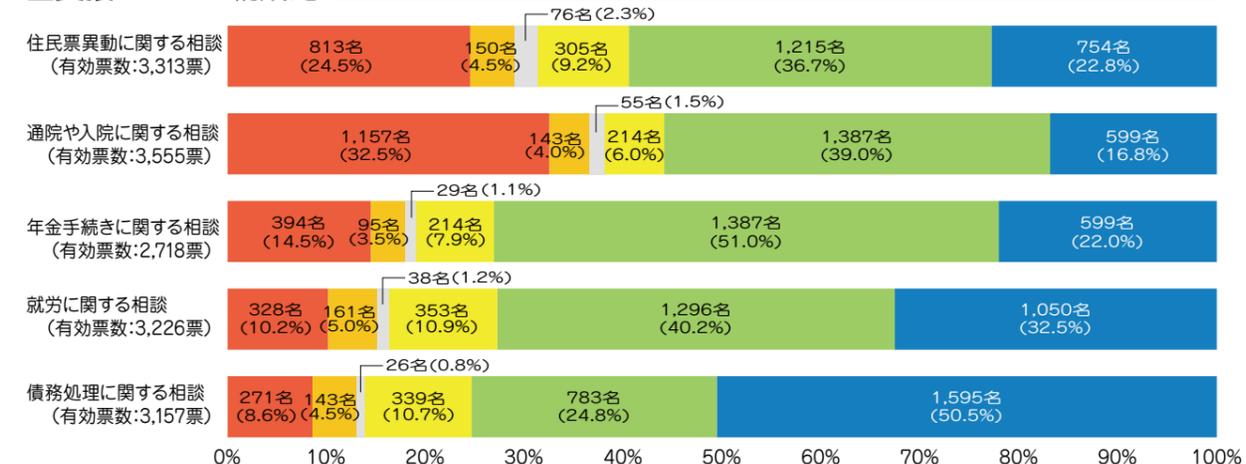


■今抱えている課題(有効票数:3,430票)



◇支援体制について

■支援ニーズの構成比

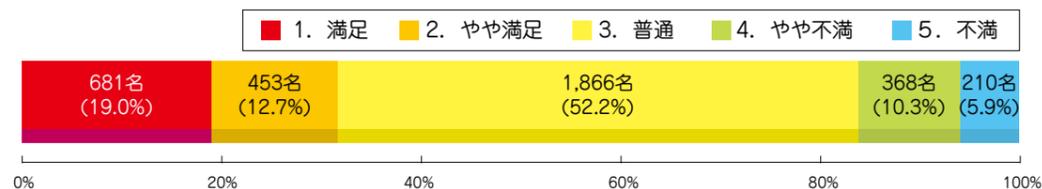




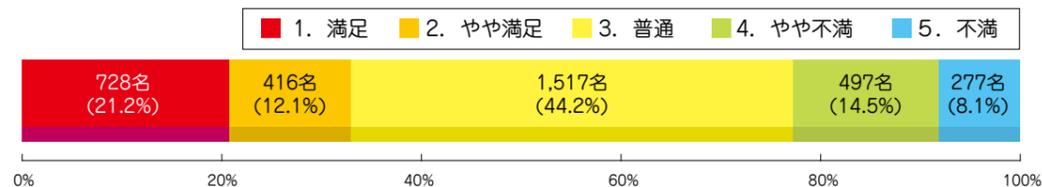
利用者アンケート調査結果報告(2013年9月-10月実施)

◇居住面について

■施設の雰囲気について(有効票数:3,578票)



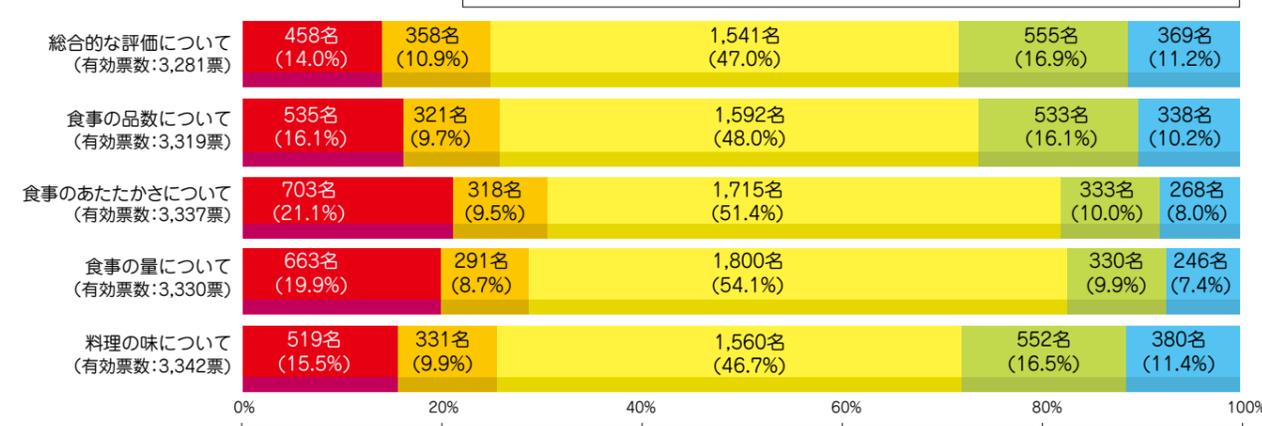
■居住環境について(有効票数:3,435票)



■TV・エアコン設備について(有効票数:3,583票)

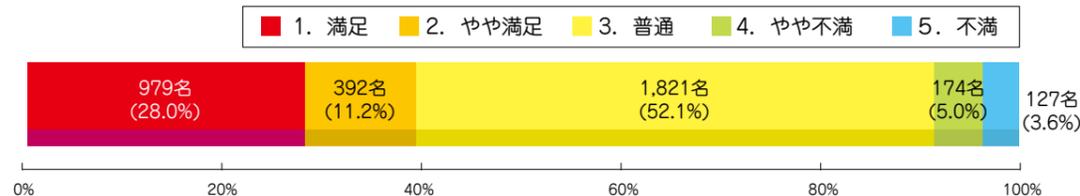


■食事について

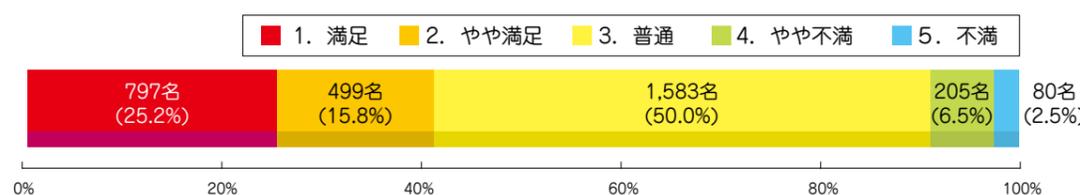


◇エス・エス・エスの総合的な評価について

■職員の対応について(有効票数:3,493票)



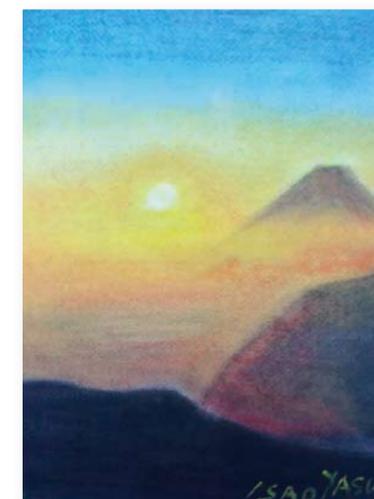
■エス・エス・エスの総合的な評価について(有効票数:3,164票)



エスエスエス絵画コンクール 2013
テーマ「喜び」受賞作品



金賞
市原 庄 A.F 様



理事長賞
ハッピーホーム中原 Y.I 様

「NPO SSS法人案内2014」

発行日 2014年4月10日

編集・発行 特定非営利活動法人エス・エス・エス

〒110-0015 東京都台東区東上野3-36-8カナイビル 2F

TEL 03-3834-6854

FAX 03-3834-6855

公式ホームページ <http://www.npo-sss.or.jp/>

印刷・制作 株式会社オーケープリント

【表紙デザインコンセプト】

個人や組織などを表す様々な色合いが、スピード感を持って未来へ進んでいくイメージ。同系色の青が共感を表す一方で、根底にある情熱=赤が血の通った組織を表しています。

お問い合わせ

宿泊所事業部

●東京支部・相談センター

〒110-0015

東京都台東区東上野3-36-8カナイビル2F
TEL03-3834-6850 FAX03-3834-6851
相談フリーダイヤル 0120-346-850

●三多摩支部・相談センター

〒183-0005

東京都府中市若松町4-3 河内ビル 201
TEL042-352-0276 FAX042-352-0277
相談フリーダイヤル 0120-127-374

●神奈川支部・相談センター

〒210-0014

神奈川県川崎市川崎区貝塚1-3-17シャンポール第2川崎101
TEL044-221-6403 FAX044-221-6404
相談フリーダイヤル 0120-776-799

●埼玉支部・相談センター

〒330-0083

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町1-51-1三石ビル1F
TEL048-640-5352 FAX048-640-5322
相談フリーダイヤル 0120-862-767

●千葉支部・相談センター

〒260-0045

千葉県千葉市中央区弁天町3-2-1江沢ビル 102
TEL043-207-5321 FAX043-207-5351
相談フリーダイヤル 0120-853-733

●茨城支部・相談センター

〒302-0004

茨城県取手市取手1-2-7
TEL0297-71-2188 FAX0297-71-2189
相談フリーダイヤル 0120-242-188

障害者事業部

◆ラ・ファミ・ド八王子（グループホーム）

〒192-0012

東京都八王子市左入町414-6
TEL042-673-2014 FAX042-673-2015

◆エスプリ（就労継続支援B型）

〒192-0001

東京都八王子市戸吹111-3
TEL042-696-3381 FAX042-696-3382

◆え笑み（放課後等デイサービス）

〒197-0827

東京都あきる野市油井87-3シャルマンルーフ 2F-A
TEL042-550-7185 FAX042-550-7186

◆サクレ江戸川（グループホーム）

〒132-0025

東京都江戸川区松江2-18-16
TEL03-5879-9108 FAX03-5879-9109

◆障がい者相談支援センター いまここ

（特定相談支援・障害児相談支援）

〒197-0804

東京都あきる野市秋川1-12-1エスポワールⅢ 番館1-B
TEL042-595-5720 FAX042-595-5721

高齢者事業部

※お問い合わせは先は[宿泊所事業部]と共通です。各支部にご連絡ください。

加盟組織

- NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク
- 埼玉県ホームレス自立支援委員会
- 東京都精神障害者共同ホーム連絡会
- 日本居住福祉学会
- 社会的企業研究会
- CEFEC Japan準備委員会



「SSSマイルプロジェクト」は、
福島ユナイテッドFCの応援を通じて
東日本大震災の復興支援を行っています。

特定非営利活動法人 エス・エス・エス

〒110-0015 東京都台東区東上野3-36-8 カナイビル 2F
TEL 03-3834-6854 FAX 03-3834-6855
HP <http://www.npo-sss.or.jp/>